HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	中国民事裁判における独立した請求権のない第三者の訴訟参加（1）：手続と実体の狭間でゆれる民事訴訟
Author(s)	武, 鴻雁
Citation	北大法学論集, 61(3), 332[47]-266[113]
Issue Date	2010-09-30
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/44013
Type	departmental bulletin paper
File Information	HLR61-3_004.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

論　　説

中国民事裁判における独立した請求権のない第三者の訴訟参加（1）

―― 手続と実体の狭間でゆれる民事訴訟 ――

武　　鴻　雁

目　次

はじめに
（一）問題の所在
（二）課題
（三）本稿の構成
（四）本研究の意義
第一章　制度の概要
第一節　現行法の規定についての司法解釈
一．1992年司法解釈
二．1994年司法解釈
第二節　現行法の解釈をめぐる学説
一．独立した請求権のない第三者の訴訟参加要件
二．独立した請求権のない第三者の訴訟上の地位
三．独立した請求権のない第三者訴訟参加の方式
四．制度の趣旨
五．小括
第三節　制度の構造的特質
一．当事者の処分権に対する極度の制限
二．関連する複数の紛争の一回的処理
第二章　制度の形成史と母法
第一節　現行民事訴訟制度の原型
一．「馬錫五裁判方式」の特徴

二.「馬錫五裁判方式」の裁判構造
三.「関係者」および「関連する紛争の併合審理」
四. 小括
第二節　中華人民共和国における制度の推移
一. 1960年代までの民事裁判の傾向
二. 1950年代の最高法院の民事訴訟に関する規定
三. 文革後の民事訴訟手続
四. 民事訴訟法（試行）、民事訴訟法
五. 小括
第三節　民事裁判構造の変容
一. 従来の民事裁判構造の弊害
二. 民事裁判方式の改革
三. 証拠の当事者提出主義への変容
四. とどまる限定的処分権主義
第四節　ソビエト法における類似した制度
一. 1923年ロシア共和国民事訴訟法典
二. 1961年民事訴訟の基礎・1964年ロシア共和国民事訴訟法典
三. 中国とソビエト制度の比較　（以上、本号掲載）
第三章　制度の運用と機能
第一節　「被告型第三者」――求償型
一. 契約履行を求める訴訟
二. 契約履行に基づく損害賠償を求める訴訟
三. 契約解除時の補償金の支払いを求める訴訟
四. 不法行為による損害賠償を求める訴訟
五. 小括
第二節　「被告型第三者」――おせっかい型
一. 不法行為に基づく損害賠償を求める訴訟
二. 契約に基づく損害賠償を求める訴訟
三. 小括
第三節　「被告型第三者」――共同被告型
一. 共同不法行為の連帯賠償責任
二. 共有財産分割に関わる連帯責任
三. 原告・第三者が連帯責任を負うよう判決された事例
四. 小括
第四節　別訴で処理された事例
一. 損害賠償を求める訴訟
二. 契約の不履行に起因する違約金を求める訴訟

三．小括
第四章　制度の評価と改革案
第一節　制度の評価をめぐる学説
一．積極的評価説
二．消極的評価説
第二節　解釈論としての改革案
一．訴訟参加の要件をより明らかにすべきであると主張する学説
二．第三者に「参加異議」権を与えると主張する学説
第三節　「民事訴訟法典学者改正建議稿」
一．条文
二．検討
第五章　日本法との比較
第一節　日本における現行法下の多数当事者紛争処理手続
一．共同訴訟・同時審判の申出
二．補助参加・独立当事者参加
三．小括
第二節　日本の民事訴訟法における補助参加
一．補助参加の要件
二．補助参加者の地位
三．判決の補助参加人に対する効力
四．補助参加の手続
五．小括
第三節　被告による第三者の訴訟引き込みに関する学説
一．填補型（求償型）
二．権利指名型・転嫁型
三．小括
むすび
（一）なぜこのような制度があるのか
（二）この制度を廃止すべきなのか

はじめに

（一）問題の所在

現行中国民事訴訟法56条２項は次のように規定している。

「当事者双方の訴訟目的物に対して、第三者に独立の請求権はないが、ただし事件処理の結果にその者が法律上の利害関係を有するときは、訴訟に参加することを申請、あるいは人民法院がその者に訴訟に参加するように通知することができる。人民法院によって民事責任を負うとの判決を下された第三者は、当事者としての訴訟上の権利･義務を有する」。

最高人民法院の司法解釈[1]・学説・判例においては、56条２項が規定する第三者は独立した請求権のない第三者とよばれ、56条２項が独立した請求権のない第三者の訴訟参加制度とされている。この制度の下で、人民法院は自らイニシアチブをとり、第三者を訴訟に参加させ、第三者が民事責任を負うよう判決することができるのである。

ここでは、一つの具体的な事例を挙げ、独立した請求権のない第三者の訴訟参加制度とはどのような制度なのかを簡単に示してみたい[2]。

【事実の概要】1994年３月20日、ＸとＹとは次のような契約を結んだ。「ＹがＺから21インチのテレビ400台を購入し、1995年１月１日にそのテレビをＸに引渡し、Ｘがテレビ代金総額に４％をプラスしてＹに支払う。一方に履行遅滞がある場合、他方は１日につきテレビ代金総額の１％を違約金として支払うものとする」。その後、ＹはＺとテレビの売買契約を結び、ＺがＹにテレビを引き渡す期日は1994年12月30日と約束した。しかし、当時は、国内市場においてブラウン管の供給が非常に不足していたため、ＺはＹとの約束の通りにテレビを引き渡すことができなかった。結局Ｙも1995年１月１日にＸへテレビを引き渡すことができなかった。

1995年４月に、Ｘは法院へ訴えを提起し、Ｙに対し、契約通り違約金

[1] 1992年最高人民法院の「中華人民共和国民事訴訟法の適用に関する若干問題の意見」の66条および1994年最高人民法院の「経済紛争事件の審理における中華人民共和国民事訴訟法の適用に関する若干規定」の９条、10条、11条では「独立した請求権のない第三者」という用語が使われている。最高人民法院が主要な制定法の細則を条文形式で体系的に示す「意見」と、下級の法院からの問い合わせ、照会［請示］に対する回答という形をとる［批復］、［答復］、［復函］などとがある。実際の裁判の場でもっとも重要な役割を果たしている法源は実は司法解釈である。木間正道・鈴木賢・高見澤磨・宇田川幸則『現代中国法入門（第四版）』（有斐閣、2006年）99頁参照。

[2] 肖建華『当事人問題研析』（中国法制出版社、2001年）255頁参照。

を支払えと請求した。法院はＹの違約がＺと関わりがあると判断し、Ｚを独立した請求権のない第三者として訴訟に参加させた。

【判旨】ＺはＸに違約金を支払え。理由として、Ｚの違約が、ＹがＸとの契約を履行できなかった原因であるため、Ｚが賠償責任を負うべきである。

図１

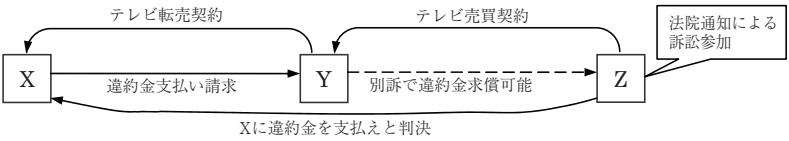


図１で示されたように、本件では、ＸはＹを被告として訴訟を提起し、違約金を支払うよう求めた。日本では、このような場合に、Ｘ・Ｙ間の訴訟で、Ｙがいったんの請求に応じてから、あらためてＺに対して訴訟を提起することになる。それに対して中国では、56条２項の規定の下で、法院はＺがＸ・Ｙ間の訴訟結果と法律上の利害関係を有すると判断し、Ｚを訴訟に参加させ、そして、Ｘ・Ｚ間に契約関係がないにもかかわらず、ＺがＸに違約金を支払うよう判決した。つまり、人民法院はＸ・Ｙ間の訴訟とＹ・Ｚ間で起こりうる紛争を併合して審理したといえよう[3]。

かりに、ＺはＹに売るテレビをＺ２から仕入れ、Ｚ２はそのテレビをＺ３から仕入れるものであれば、人民法院は必要であると判断した場合、Ｚ２、Ｚ３らをも訴訟に参加させ、最終的にＺ３がＸに違約金を支払うよう判決することが可能であったであろう[4]。

この制度は客観的事実を明らかにし、民事責任を負うべき者が責任を負うよう判決し、関連する複数の紛争を一挙的、抜本的に解決するため

[3]「このような紛争処理方式は訴えの併合である。人民法院は訴えの併合により、一挙に二つの紛争を解決することができる」といわれている（馬原編『中華人民共和国民事訴訟法釈義』（紅旗出版社、1991年）72頁）。また、次のような議論もある。「独立した請求権のない第三者は、原告・被告に対して、訴えを提起し、あるいは原告・被告の訴えによって訴訟に参加するのではない。いわゆる訴の併合とは学者の仮想の訴の併合である」（肖建華・前掲注２、274頁）。

[4] 肖建華・前掲注２、288頁参照。

のものである[5]といわれている。

紛争の一挙的解決は日本の民事訴訟制度にも求められることである。そのために、「通常共同訴訟」、「必要的共同訴訟」、「補助参加」、「独立当事者参加」などの多数当事者訴訟制度が設けられている。これらの制度は一挙的紛争処理を目指すと同時に、当事者の手続の保障にも配慮するよう工夫している。訴訟の目的が共同訴訟人の全員について合一にのみ確定すべき場合には、「必要的共同訴訟」として当事者に共同訴訟を強制することとし、関係人のうち1人でも欠ければ、当事者適格を欠くとして訴えは却下される。しかし、裁判所は職権的に第三者を訴訟に参加させ、第三者に責任を負わせる判決を下すことができない。

日本では、「裁判」という概念について、「紛争の当事者の間で争われている法的争点に対して第三者（裁判官）が判断（判決）を下すことによって、その争点に最終的で確定的な決着を与えること、またその過程を裁判と言う」[6]と定義されている。このような定義からみれば、一つの基本的性格として、裁判は受動的作業である。裁判は当事者の間で争われている法的争点に決着を与えることであるため、当事者の主張の対立が所与として前提され、判断の幅は対立する主張のどちらを取るかという枠内に限定される。当事者が主張しないことまで立入って世話を焼いたり、あるいはは隠れたる悪事を摘発して懲らしめたりすることは裁判ということばと本質的に相容れないことである[7]。そのため、訴訟の開始、裁判範囲の特定、訴訟の終了につき当事者の意思に委ねるとする処分権主義は近代法的民事訴訟の建前であり、本質的原則とされる[8]。

[5] 李祖軍『民事訴訟法・訴訟主体編』（厦門大学出版社、2005年）171-175頁。

[6] 六本佳平『日本の法システム』（大蔵省印刷局、2000年）93頁。

[7] 山内進『決闘裁判』（講談社新書、2000年）、滋賀秀三「中国法文化の考察――訴訟のあり方を通じて」法哲学年報1986年、40頁、野田良之「私法観念の起源に関する一官見――L.Gernet の研究を拠所として」星野英一編集代表『私法学の新たな展開』（有斐学、1975年）40頁など参照。滋賀秀三はヨーロッパの裁判が当事者の対立する主張のどちらを正当と認めるかの判定を下すという仕組みをもっていると述べている。野田良一はアゴン（競技）のうちにヨーロッパにおける訴訟の原型を求めた。

[8] 新堂幸司『民事訴訟法（第二版）』（弘文堂、2001年）301頁、伊藤眞『民事

近代法的裁判と比較すると、中国の独立した請求権のない第三者の訴訟参加制度は構造的にきわめて異質なものであると思われる。この制度の下では、人民法院は職権的に当事者の紛争に介入し、当事者が主張していないことまで立ち入って、関連する複数の紛争を一挙に処理することができるのである。だれが訴訟の当事者になるのか、なにが裁判の対象なのか、どこまで紛争を処理するのかについて、最終的な決定権を握っているのは当事者ではなく、人民法院なのである。つまり、最終的に「誰が悪いか」を明らかにし、その者が民事責任を負うよう判決する裁判が妥当であると考えられているのである。換言すれば、当該訴訟に関連するあらゆる紛争の鎮静を裁判の目的としているように思われる[9]。

中華人民共和国建国以来、ないし建国以前の革命根拠地時代の「馬錫五裁判方式」から、その民事裁判構造は「超職権主義」的であるといわれている[10]。「超職権主義」の裁判では、法院による訴訟資料の調査、収集活動と調停・説得活動が一体化していた。法院は訴訟資料を調査・収集すると同時に、それらの資料の審査を行い、さらにこの過程が当事者およびまわりの人々を説得する過程ともなっていた。訴訟資料は主として法院の提示する権威的調停案の根拠の一つにすぎず、その調査・収集とその審査とを区別する意義も失われていた。担当裁判官には当事者を説得しその同意を得ることができない場合は判決という手段が残っていた。しかし、収集した資料が判決をくだせるために十分なのかどうかの

訴訟法（補訂版）』（有斐閣、2000年）171頁など参照。

[9] 滋賀秀三・前掲注７、52頁参照。清代の裁判について「手続的手段を使い果たすことによって終わるのでなしに、事実として誰も争わなくなることによって終わるという構造をもっていた。当該争訴の鎮静が目的であって、争訴を通じて何が法であるかを発見することが目的ではなかった」と論じている。

[10] 江偉・李浩・王強義『中国民事訴訟の理論と実際』（成文堂、1997年）111頁参照。根拠地時代から91年現行民事訴訟法施行までの長い間、民事訴訟では訴訟資料の収集・提出をすべて人民法院の権能かつ責任とし、通常の職権探知主義の範囲をはるかに超えていた。そして、「訴えなければ裁判なし」という「不告不理」の原則は正面から批判されていた。そのため、このような民事裁判構造は「超職権主義的裁判」と呼ばれている。

判断は、裁判委員会[11]や院長によるコントロールが必要だと考えられた。故に、裁判委員会の慎重な討議を経て、最終的な決定が既に形成されてはじめて公判廷を開くことが普通になった。その結果、公開の法廷での公式的な手続は飾り物になってしまい、単に訴訟規定に従っているという外観を与えるために行われるにすぎないという状態が多かった[12]。この現象は「先判後審」と呼ばれる。このような法廷での空洞化した審理が常態化したため、当事者は開廷前に非公開的、正当でない方法で裁判官に対して影響を与えようとし、民事裁判の公正さを著く傷つけていた[13]。

一転、1980年代後半から、「市場経済化」が推し進められ、驚異的な経済発展を遂げ、裁判による規律を必要とする民事紛争の増加に伴い、民事裁判方式改革と呼ばれる動きが生じた。取り扱う民事的紛争の激増に伴い、人民法院が限られた資源の下で過大な事件処理の負担を強いられる状態に立たされた。訴訟が受理されず、あるいは受理した事件の遅延が一般的に存在していた[14]。従って、人民法院は、個々の事件処理に投入する人的・物的資源を節約して、もっと多くの事件を処理する必要に直面した。こうして証拠の収集の負担を当事者に肩代わりさせようという方針が自然的な選択になった[15]。こうした状況の下で、当事者の挙証責任の強調で始まった改革の目標は、いわゆる「一つの中心、三つの主要点」というスローガンに集約されるにいたった。そこでは公開の審理を裁判の中心的な位置におき、裁判所の事実調査・証拠収集と当事者の主張・立証とでは、当事者の主張・立証を主とすること、法廷外での証拠収集と法廷における証拠審査とでは法廷における証拠審査を主とす

[11] 裁判委員会とは法院内部に設けられた会議体で具体的な事件の最終的決定権を握っている。人民法院組織法11条はこれを規定している。

[12] 鈴木賢「中国における市場化による『司法』の析出――法院の実態、改革、構想の諸相」小森田秋夫編『市場化の法社会学』（有信堂、2001年）。

[13] 景漢朝·盧子娟『審判方式改革実論』（人民法院出版社、1997年）12-13頁参照。

[14] 黄松有「漸進与過渡：民事審判方式改革的冷思考」現代法学22巻4期（2000年）18頁参照。

[15] 趙鋼「回顧、反思与展望――対二十世紀下半葉我国民事訴訟法学研究状況之検討」法学評論1998年1期11頁参照。

ること、また、裁判委員会の討議と合議庭の決定とでは、合議庭の決定を主とすること、などがそのスローガンの主旨[16]である。民事裁判方式改革の範囲の広がり、および1991年の民事訴訟法の施行により民事裁判構造が原理的に転換しようとしているといわれる[17]。とりわけ、2002年４月１日から施行された最高人民法院の「民事訴訟証拠に関する若干の規定」によって、従来の職権探知主義から証拠の当事者提出主義への転換はほぼ実現した[18]。

しかしながら、そのような改革は、極めて不充分である。改革は大胆な姿勢で職権主義的な慣行を変えていくような傾向がみられたが、当事者の手続保障がはっきりとしないままである。問題の一つとしては、当事者の処分権がまだ限定的なところにとどまっていることである[19]。独立した請求権のない第三者の訴訟参加制度は限定的な処分権主義の一例である。

それゆえ「近時の高速な経済成長を経ても、中国法はいまなお、西洋法とは極めてラディカルに異質なままである」[20]と指摘されている。こうしたなかで独立した請求権のない第三者の訴訟参加制度は中国法の特質の一側面を示していると思われる。

そもそも、なぜ独立した請求権のない第三者というような制度がある

[16] 景漢朝「審判方式改革的『一二三四五』理論」中国律師1999年２期、33頁以下参照。

[17] 範愉「簡論馬錫五審判方式」『清華法律評論（第二輯）』（清華大学出版社、1999年）222頁参照。

[18] 王亜新「中国民事訴訟制度の新しい展開」北大法学論集第54巻第３号（2004年）242頁参照。

[19] 民事訴訟法（13条）は「当事者は法律に規定する範囲内において自らの民事上の権利と訴訟上の権利を有する」と規定している。つまり、当事者の処分権には「法律が規定する範囲内」という制限があるのである。そして、同法92条は、人民法院の職権に基づき財産保全を行なうことができると規定し、原告の訴えの取り下げも人民法院の許諾を要すると定めている（131条）。また、当事者が再審を請求しない場合にも、人民法院は既に法的効力を生じた判決に対して自ら再審を行なう権限を有すると規定されている（177条）。

[20] 鈴木賢「中国法の思考様式――グラデーション的法文化――」アジア法学会編『アジア研究の新たな地平』（成文堂、2006年）321頁。

のか、中国の民事裁判とは一体なんなのか、さらになぜそのような裁判のやり方が取られているのか、またそれを西洋法的な裁判と原理的に違うことを理由に、「単に遅れた法状態として切って捨ててしまってよいのであろうか」[21]、という一連の疑問がわいてくる。

（二）課題

以上のような問題を究明するために、次のことを本稿の課題としたい。

第一は、独立した請求権のない第三者の訴訟参加制度とはどのような制度なのか、裁判の場でどのような姿で機能しているかを検証し、それにより中国の民事裁判には如何なる構造上の特質がみられるかを解明する。

第二は、従来、この制度について、学説はどう解釈していたか、そして近年法学研究の隆盛と民事裁判構造の変容に伴い、制度の評価をめぐって学界ではどのような新しい展開があるか、また制度の改革についていかなる提案がなされているかを明らかにする。

第三は、このような制度は、そもそもどのような発想に基づいて設けられたのか、言い換えれば、現代中国の民事裁判は如何なる原理によって紛争の解決を図っているかを把握し、この制度を支える理論的背景と現実の要因を考察してみたい。

（三）本稿の構成

以上の課題を具体的には次のような順序で論じていきたい。

第一章では、独立した請求権のない第三者の訴訟参加制度について、学説はどのように解釈しているかを紹介し、この制度の構造上の特質を把握する。第二章では、革命根拠地時代および中華人民共和国におけるこの制度の形成史を概観する。そして母法としてのソビエト法における類似した制度を考察する。第三章では、具体的紛争解決事例を取り上げ、実務においてこの制度がどのように機能しているかを示す。第四章では、この制度の評価および将来に向けた改革案に関する近時の学説をまとめる。第五章では、日本法における第三者の補助参加制度および学説を取り上げ、両国の制度にはどのような原理的な違いがあるかを検証する。

[21] 鈴木賢・前掲注20、322頁。

最後は、以上の検討から得られた結果をまとめ、この制度を支える根本的要因を分析したい。

（四）本研究の意義

以上で述べた課題に取り組むことには、少なくとも次の三つの意義があると考えている。

第一に、日本では、1980年代後半までの中国の民事裁判の特徴として、「職権探知主義」と「限定的処分権主義」があげられている[22]。近時、民事裁判方式改革、一連の司法解釈により職権探知主義から証拠の当事者提出主義への変化を紹介する論文が見られる[23]。しかし、当事者の処分権がはたして制度として変わろうとしているのかどうかについて、十分な議論がないのである。本稿は、現時点で制度の改革がどの程度進んだのか、そして、実務において人民法院がどのように当事者の処分権に関与しているかを明らかにすることを通して、民事裁判構造が変容しつつあるといわれるなか、変わらぬ部分を示し、民事裁判の現状を明らかにすることができると思われる。

第二に、独立した請求権のない第三者の訴訟参加に正面から取り込んだ日本の先行研究は管見の限りみあたらない[24]。日本では、中国民事裁判の「限定的処分主義」の例として、主にあげられているのは原告の訴

[22] 最も詳しいのは王亜新『中国民事裁判研究』（日本評論社、1995年）７-65頁参照。他の論文として、木間正道・鈴木賢・高見澤磨・宇田川幸則・前掲注１、253-255頁、田中信行「中国民事訴訟法の制定意義と特徴」アジア経済旬報1241号（1982年）９頁、小嶋明美『現代中国の民事裁判』（成文堂、2006年）51頁、江偉・李浩・王強義・前掲注10、151-153頁など参照。

[23] 鈴木賢「中国における市場化により『司法』の析出」小森田秋夫編『市場化の法社会学』（有信堂、2001年）265-269頁、王亜新「中国民事訴訟制度の新しい展開」北大法学論集第54巻第３号（2004年）227頁、小嶋明美・前掲注22、51頁以下など参照。

[24] 高見澤磨『現代中国の紛争と法』（東京大学出版会、1998年）94頁のように、当事者の処分行為に法院の関与について「独立請求権無き第三者への職権による通知について56条２項」という一言で「独立した請求権のない第三者」の訴訟参加に言及するものはある。

えの取り下げに人民法院の許諾を要すこと、当事者が請求しない場合にも、人民法院はすでに法律の効力を生じた判決に対して自ら再審を行なう権限を有することなどであり、しかも制度に対する簡単な紹介にとどまっている。具体例を通じて、裁判の場で、法院がどこまで主動的に当事者の紛争に介入しているかを検討する研究は現れていない。本稿では、独立した請求権のない第三者の訴訟参加について、多くの具体例を取り上げ、裁判の場でこの制度がどのような場面で使われ、いかなる機能を果たしているかを明らかにしたい。以上の作業を通じて、中国の裁判とはなにかを実証的に検討する素材を提供できるのではないかと思われる。

第三に、1950年代から、中華人民共和国は西洋法の影響を遮断した後、ソビエト法を全面的に継受することにより、まったく新たな社会主義法を整備することが目指された[25]。中国の民事訴訟法学者は独立した請求権のない第三者の訴訟参加制度もソビエト法から継受された制度である[26]と認識している。確かに、この制度とソビエト法における制度を比較してみれば、独立した請求権のない第三者という用語や、条文の文言は非常に類似している。しかし、制度に対する解釈や、実際的運用には根本的な違いがある。日本では、「継受されたソビエト法は中国に伝統的な法文化とは基本的に親和的であり、伝統法の発想の上に障害なく接合が可能であった。中国がソビエト法を継受した結果、伝統文化が復活し、これを温存させる結果になった」[27]と指摘されている。本稿は独立した請求権のない第三者の訴訟参加制度およびその具体的な運用とソビエト法との比較を通じて、中国法がソビエト法を継受した上で、中国なりの考え方によって、いかに伝統法と接合したかを明らかにすることができるのではないかと考える。

[25] 鈴木賢「現代中国法にとっての近代法経験」体制転換と法４号（2003年）19頁、福島正夫『中国の法と政治――中国法の歴史・現状と理論』（日本評論社、1966年）22-25頁、針生誠吉『中国の国家と法――過度期理論を中心として』（東京大学出版会、1970年）17-22頁など参照。

[26] 張衛平『民事訴訟：関鍵詞展開』（中国人民大学出版社、2005年）141-144頁参照。

[27] 鈴木賢・前掲注25、19頁。

第一章　制度の概要

本章では独立した請求権のない第三者の訴訟参加制度について、最高人民法院はどう解釈しているか、そして学説はどのようなものとして理解しているかを整理し、この制度はどのような制度なのかを明らかにする。また、この制度はいかなる構造上の特質をもっているかについて考察したい。

第一節　現行法の規定についての司法解釈

独立した請求権のない第三者の訴訟参加について、民事訴訟法56条２項は次のように規定している。

「当事者双方の訴訟目的物に対して、第三者に独立の請求権はないが、ただし事件処理の結果とその者が法律上の利害関係を有するときは、訴訟に参加することを申請、あるいは人民法院がその者に訴訟に参加するように通知することができる。人民法院によって民事責任を負うとの判決を下された第三者は、当事者としての訴訟上の権利･義務を有する」。

現行法が施行されてからいままで、独立した請求権のない第三者の訴訟参加にふれた最高人民法院の司法解釈は1992年司法解釈と1994年司法解釈がある。

一．1992年司法解釈

1992年に最高人民法院が「中華人民共和国民事訴訟法の適用の若干の問題に関する意見」を出した。その65条は「独立した請求権のない第三者は申請、あるいは法院通知で訴訟に参加することができる」と規定し、また66条は「法院に民事責任を負うよう判決された第三者は上訴する権利を有する。ただし、一審において第三者は管轄について異議を提起、訴訟請求を変更、ないし訴えを取り下げることができない」と規定した。

以上のように、65条は独立した請求権のない第三者の訴訟参加は「申請参加」と法院の「通知参加」という二つの方式があることを明らかにした。また、66条は現行法56条２項の「法院が民事責任を負うとの判決を下した第三者は当事者としての訴訟上の権利を有する」という文言を

具体化し、第三者の上訴権を確認した。そして、一審においては第三者は当事者と同じような訴訟上の権利がないことを明らかにした。この点は、現行法では明言されていないことである。

二．1994年司法解釈

1994年に、最高人民法院は「経済紛争事件の審理における中華人民共和国民事訴訟法の適用に関する若干規定」を出した。この司法解釈では、四つの問題が扱われ、独立した請求権のない第三者の訴訟参加もその一つとされた。「独立した請求権のない第三者について」というタイトルのもとに、次のような規定が置かれた。

９条「訴訟を受理した人民法院は原告・被告間で争われている訴訟目的物と直接の関わりがない、かつ返還・賠償の義務がない者、原告もしくは被告との間の訴訟の管轄について原告もしくは被告と合意した訴外者、または専属管轄[1]の一方当事者を、独立した請求権のない第三者として通知で訴訟に参加させてはならない」。

９条は法院の「通知参加」についての規定であり、いくつかの場合に法院が訴外者を独立した請求権のない第三者として訴訟に参加させてはならないことを定めた。

この条文には、四つのポイントがあると思われる。一つ目は訴訟に参加させる第三者は、当事者間の訴訟目的物に直接の関わりがある者でなければならないということである。二つ目は訴訟に参加させる第三者は、当事者に対して、返還或いは賠償の義務を負うべき者でなければならないということである。三つ目は、訴外者と一方当事者との間の訴訟では、合意によって管轄が決定され、その決定された管轄法院が両当事者間の訴訟の管轄法院と違う場合、その訴外者を独立した請求権のない第三者

[1] 専属管轄について民事訴訟法34条は下記のよう規定している。「以下に列記する事件は、本条に規定する人民法院が専属して管轄する：①不動産紛争に就いて提起された訴訟は、不動産所在地の人民法院が管轄する；②港湾作業中に発生した紛争に就いて提起された訴訟は、港湾所在地の人民法院が管轄する；③遺産相続紛争に就いて提起された訴訟は被相続人の死亡時の住所所在地の人民法院が管轄する。つまり以上のような事件について特定の法院が専属して管轄することになり、ほかの法院が管轄する権限を持たないとのことである。

として訴訟に参加させてはならないということである。四つ目は訴外者は一方当事者と訴訟があり、その訴訟の管轄は専属管轄の場合に、その訴外者を訴訟に参加させてはならないということである。

９条は法院が通知で第三者を訴訟に参加させることについて、三つの要件を設けた[2]といわれている。

第一は、直接関係要件である。すなわち、訴訟に参加させる第三者は、当事者間の訴訟目的物に直接の関わりがある者でなければならない。「いかなる場合に直接の関わりがあるといえるかについて、司法解釈は明言していない。しかし、直接関係要件は第三者を訴訟に参加させる出発点であり、当事者の訴訟目的物にまったくかかわりがない者を強制的に訴訟に参加させることは不適切である」[3]。直接関係要件は民事訴訟法56条２項で規定された「訴訟の結果に法律上の利害関係を有する」という、独立した請求権のない第三者の訴訟参加要件にしぼりをかけたものである。司法解釈は実務に対して、56条２項の規定を厳格に守ることを求めた[4]と解されている。

第二は、返還・賠償義務要件である。訴訟に参加させる第三者は、当事者に対して、返還或いは賠償の義務を負うべき者でなければならないことを強調した[5]という。

しかし、返還・賠償義務要件によって、法院は、事前に第三者が当事者に対して返還･賠償の義務を負うかどうかを判断しなければならない。つまり、法院は民事責任を負うよう判決されないだろう者を、訴訟に参加させてはならない。具体的にいえば、法院が、第三者が事件の処理結果と利害関係を有すると判断し、第三者を訴訟に参加させ、事実の認定を経て、第三者が民事責任を負うよう判決しないということは、司法解

[2] 張衛平編・『民事程序法研究』（中国法制出版社、2004年）91頁、肖建華・当事人問題研析』（中国法制出版社、2001年）287頁、江偉・孫邦清『新版以案説法　民事訴訟法編』（中国人民大学出版社、2005年）76-78頁など参照。

[3] 張衛平編・前掲注２、93頁。

[4] 肖建華・前掲注２、288頁、廖永安「論民事訴訟中無独立請求権的第三人」湖南省政法管理幹部学院学報17巻３期（2001年）76-77頁、章伯凌「関於無独立請求権第三人的幾点法律思考」法律適用2000年12期38頁など参照。

[5] 肖建華・前掲注２、288頁、張衛平編・前掲注２、91-92頁など参照。

釈により許されないのである。この点について、「司法解釈では、第三者が訴訟に参加する前に、法院は事前に第三者が当事者に対して返還・賠償の義務を負うべきかどうかを審査しなければならないとされている。これは訴訟手続に違反するものである」[6]という指摘がある。確かに、訴訟の結果が審理する前に決められるのならば、第三者が訴訟に参加してからの、当事者・第三者の弁論、証拠提出などの訴訟行為は、法院の判断にとってなんの意味もなくなるだろう。

第三は、管轄要件である。９条は管轄にかかわる二つの場合に、訴外者を独立した請求権のない第三者として訴訟に参加させてはならないと規定した。管轄要件は56条２項の規定にないものであるが、要件に適合しない者を第三者として訴訟に参加させることができないため、56条２項の規定と比べれば、第三者の範囲を狭めたといえよう。

学界では、94年司法解釈は、実務において法院が恣意的に第三者を追加させるという問題に対して、制度の濫用を是正し、独立した請求権のない第三者の訴訟参加の範囲を制限しようとするものである[7]と理解されている。

第二節　現行法の解釈をめぐる学説

この制度の趣旨を明らかにするために、本節では独立した請求権のない第三者の訴訟参加要件、訴訟上の地位、訴訟参加方式および立法趣旨という四つのポイントをめぐる学説をまとめる。

一．独立した請求権のない第三者の訴訟参加要件

独立した請求権のない第三者の訴訟参加には以下二つの要件が必要で

[6] 江偉･孫邦清『新版以案説法　民事訴訟法編』（中国人民大学出版社、2005年）76-78頁など参照。

[7] 肖建華･前掲注２、287頁、張衛平編･前掲注２、90頁、常怡編『民事訴訟法学』（中国政法大学出版社、2002年）174-175頁、譚兵編『民事訴訟法学』（法律出版社、2004年）189頁など参照。

ある[8]といわれる。

（一）他の二当事者間の訴訟の存在

独立した請求権のない第三者は自ら当事者として訴訟関係の主体となることはできないので、独立した請求権のない第三者の訴訟参加が許されるためには、他の二当事者間に訴訟が係属することが前提となる[9]。独立した請求権のない第三者は、訴訟当事者以外の第三者でなければならず、当事者双方の訴訟目的物に対して、独立した請求を提起していない者である[10]という。これについて、学説は一般的には56条１項で規定された「独立した請求権を有する第三者」と対比的に解釈している。「独立した請求権を有する第三者とは当事者双方の訴訟目的物について、当事者の双方または一方に対して請求を定立して訴訟に参加する者である。それに対して、独立した請求権のない第三者とは当事者の訴訟目的物について独立した請求を提起していない者である」[11]という。要するに、「独立した請求権のない第三者」は「独立した請求を提起していない者」であると理解すればよいであろう。以上のことについて、学説に対立はない。

（二）当事者の訴訟結果に法律上の利害関係を有すること

独立した請求権のない第三者が訴訟に参加するためには、当事者の訴訟の処理結果に法律上の利害関係を有することが必要である。それは単なる感情的な理由や事実上・経済上の利害関係では不十分であり、法律上の利害関係でなければならない[12]と解されている。

次に問題となるのは、「訴訟の結果に法律上の利害関係を有する」ことの意味である。つまり、具体的にいかなる場合において、法律上の利害関係があるとされるのかという問題である。この点については、民事

[8] 常怡編『民事訴訟法学』（中国政法大学出版社、2002年）174頁、柴発邦『中国民事訴訟法学』（中国人民公安大学出版社、1992年）262頁など参照。

[9] 江偉編『民事訴訟法』（高等教育出版社・北京大学出版社、2000年）125頁、楊栄新編『民事訴訟法教程』（中国政法大学出版社、1992年）134頁など参照。

[10] 方昕編『中華人民共和国民事訴訟法釈義』70頁、劉芝祥・謝明智編『応用民事訴訟法学』（中国政法大学出版社、1992年）87頁など参照。

[11] 江偉編『民事訴訟法』（高等教育出版社・北京大学出版社、2000年）125頁。

[12] 柴発邦・前掲注８、262頁参照。

訴訟法が施行された直後の学説にはいくつかあいまいな点があり、近時の学説にも争いがある。

①　民事訴訟法が施行された直後の学説

民事訴訟法（1991年）が実施された直後、学説は一般的に訴訟の結果の判決によって第三者が不利益を受ける場合、その訴訟参加を許容する[13]と解釈していた。具体的には、次の通りである[14]。

当事者双方の訴訟目的物に対して、独立の請求権はないが、事件処理の結果に法律上の利害関係を有すると考え、自分の利益を守るために訴訟に参加する者は、独立した請求権のない第三者である[15]。第三者は、一方当事者を勝訴させることによって自身の利益を守るために訴訟に参加する。そのため、第三者は常に一方当事者を補助し、もう一方の当事者に対抗する。補助された当事者が勝訴すれば、判決は第三者を利する。反対に、補助された当事者が敗訴した場合、第三者に民事責任を負わせることが可能である。例えば、ある売買契約をめぐる紛争で、原告は被告から購入した機械に瑕疵があるという理由で、被告に対して、損害賠償を求める訴訟を提起した。実は瑕疵がある機械は被告が第三者から購入したものであった。訴訟で被告が敗訴すれば、最終的に第三者が民事責任を負う可能性がある。そのため、第三者は訴訟に参加し、被告が勝訴するように補助する[16]。

また、「事件の処理結果に法律上の利害関係を有する」とは、原告・被告の訴訟で、その一方が敗訴すれば、それに基づいて第三者に求償請求をなし得る場合であると明言する学説がある。このような場合に第三者は訴訟に参加し、その当事者を補助することができるという[17]。

以上の説明は第三者が当事者を補助する立場にあるという視角から出発したものであり、第三者が自ら訴訟に参加する場合についての説明で

[13] 柴発邦･前掲注８、260-262頁、楊栄新編･前掲注９、133頁、劉芝祥･謝明智･前掲注10、87頁、方昕・前掲注10、71-72頁など参照。

[14] このような学説が通説であるといわれている。張衛平『民事訴訟：関鍵詞展開』（中国人民大学出版社、2005年）149頁参照。

[15] 方昕・前掲注10、71-72頁参照。

[16] 柴発邦・前掲注８、261-262頁参照。

[17] 江偉編『中国民事訴訟法教程』（中国人民大学出版社、1991年）104頁参照。

ある[18]。このような解釈は、ソビエト法の学説の影響を受けたものと考えられる[19]。ソビエト法では、独立した請求権のない第三者は主に当事者の一方を補助するために訴訟に参加し、特別の場合を除いて、法院は職権的に当事者を訴訟に参加させ、第三者が民事責任を負うよう判決することはできないのである[20]。ところが、中国の制度およびその運用はソビエト法と違って、法院が第三者を訴訟に参加させ、第三者に民事責任を負うよう判決する場合がある。よって、ソビエトの学説に沿って、中国の制度趣旨を説明しつくすことはできない。

まず、上記の学説は、原告・被告間の訴訟の結果としての判決によって第三者が不利益を受ける場合に、第三者の訴訟参加を認めると解釈したが、いかなる場合に法院は第三者を訴訟に参加させることができるかについては触れていない。紛争を根本的に解決するため、人民法院が必要であると考える場合に、第三者を訴訟に参加させることができる[21]と簡単に述べられているのみである。

この場合、被告が敗訴すれば、最終的に第三者は民事責任を負う可能性があるとされている。だが、それは原告・被告間の訴訟において、第三者が民事責任を負うよう判決されるのか、それとも原告・被告間の訴訟が終わってから、第三者・被告間の訴訟で責任を負うよう判決されるのかは、不明である。56条２項は、原告・被告間の訴訟で第三者が民事責任を負うよう判決される可能性があることを規定しているが、なぜか学説はこの点をあいまいにしている印象がある。ソビエトの学説では、通常、「原告・被告間の本訴」と「被告・第三者間の求償訴訟」を一緒に審理してはならないとされ、裁判所が原告・被告間の本訴で第三者が

[18] 張衛平編・前掲注２、93頁参照。

[19] 1950年代、1980年代には、ソビエト民事訴訟法法典および民事訴訟法の教科書は中国で出版された。1980年代の後半まで、外国法として学者は主にソビエト法の影響を受けた。独立した請求権のない第三者の訴訟参加制度に関する学説もそうである。張衛平編・前掲注２、64頁参照。

[20] ソビエト法における独立した請求権のない第三者の訴訟参加制度について、本稿は第二章で詳しく検討する。

[21] 柴発邦・前掲注８、62 頁、方昕・前掲注10、71-72頁など参照。

民事責任を負うと判決することができない[22]とされていた。ソビエトの理論を用いて、中国の制度を解釈する学説は、いささか苦しい立場に立っているようにみえる。

② 近年の学説

実務においては法院が第三者を訴訟に参加させ、第三者が民事責任を負うよう判決される場合が非常に多いという状況を受けて、近年、法院がどのような場合に第三者を訴訟に参加させることができるかについての論文が多く見られるようになった。議論の中心となっているのは、「事件の処理結果と法律上の利害関係を有する」ということを、どう解釈すべきなのかという点である。見解は大きく以下の二つに分かれている。

A．求償説（多数説）

求償説は「事件の処理結果と法律上の利害関係を有する」について概ね次のように解釈している[23]。

被告が原告に敗訴して判決どおりの義務を履行すれば、それに基づいて第三者に求償・損害賠償その他一定の請求をなし得る場合に、第三者が「事件の処理結果と法律上の利害関係を有する」。このような場合に、第三者は自らの申請で被告を補助するように訴訟に参加して、被告の勝訴を通じて第三者自身の利益を守ることができる。または、人民法院は

[22] ソビエト法について四章で詳しく検討する。

[23] 最初に「訴訟の結果と法律上の利害関係を有する」ことの解釈について、詳しく論じたのは江偉・単国軍および廖永安・王煥平の論文であった。江偉・単国軍「論民事訴訟中無独立請求権第三人的確定」中国人民大学学報1997年２期71-76頁、廖永安・王煥平「無独立請求権第三人法律制度的立法缺陥及完善」法学探索1996年２期15-16頁参照。その後、多くの学者は以上の論文と同じ立場で、独立した請求権のない第三者の訴訟参加の要件について論じている。王莉「無独立請求権第三人参加訴訟依拠之再探討」西南民族学院学報・哲学社会科学版23巻６期（2002年）179頁、章伯凌「関於無独立請求権第三人的幾点法律思考」法律適用2000年12期38頁、胡文利・陳維紅「関於確立無独立請求権第三人的探討」律師世界1997年８期36頁、譚兵編『民事訴訟法学』（法律出版社、2004年）188頁、崔雪梅「論民事訴訟中的第三人」遼寧警専学報６期（2003年）17頁、付琴「民事訴訟中無独立請求権第三人的現状和完善」当代法学2002年９期81頁、廖永安・李武松「論対無独立請求権第三人的法律保護」法律適用1995年１期45頁など参照。

第三者を訴訟に参加させ、直接第三者が民事責任を負うように判決することができるという[24]。

具体的に、どのような場合に独立した請求権のない第三者の訴訟参加を認めるかについて、学者の論文の中で幾つかの具体例が見られる。例えば以下のような場合である。

①ＸがＹから購入した商品に瑕疵があるという理由で、Ｙに対して損害賠償を求める事件で、同商品をＹが第三者Ｚから購入したものである場合[25]。

②ＹはＸとの契約の通りに債務を履行しなかったため、Ｘに対して、民事責任を負うべきである。しかし、Ｙの債務不履行の原因が第三者Ｚが被告との契約通りに債務を履行しなかったためである場合[26]。

③ＹはＸの雇主である。Ｘが雇用契約にしたがってＹの工場で働いているとき、レンガのかけらが落下して、Ｘの頭にぶつかり、Ｘは怪我をした。そのレンガは隣に住んでいる第三者Ｚが投げたものであった。Ｘが雇用契約に基づいて、損害賠償訴訟を提起した場合[27]。

たしかに、実務における独立した請求権のない第三者の取り扱い方は、上記のようなケースがもっとも多い。本稿の第三章で、制度の運用と機能について、それを一つの類型、「求償型」として詳しく検討する。

Ｂ．求償＋転嫁説（少数説）

少数説は以下の二つの場合に第三者が「事件の処理結果と法律上の利害関係を有する」と認める[28]。

[24] 江偉･単国軍･前掲注23、74頁、常怡編『民事訴訟法学（2002年修訂版）』（中国政法大学出版社、1999年）142頁など参照。

[25] 徐秋菊「論我国無独立請求権第三人制度」探討与争鳴2001年６期48頁、林義全「論民事訴訟中の第三人」西南民族学院学報・哲学社会科学版1995年１期97頁、胡文利・陳維紅・前掲注23、38頁、胡建中「民事経済糾紛中無独立請求権第三人的認定及民事責任」法律適用1995年９期16頁など参照。

[26] 譚兵編・前掲注23、188頁参照。

[27] 廖永安「論民事訴訟中無独立請求権的第三人」湖南省政法管理幹部学院学報17巻３期（2001年）76頁参照。

[28] 楊栄新編『民事訴訟法学』（中国政法大学出版社、1997年）175頁、梁書文編『民事訴訟法』（中国検察出版社、1997年）85頁など参照。

一つは、第三者が被告との間に法律関係があり、被告が原告に敗訴して判決どおりの義務を履行すれば、それに基づいて第三者に求償・損害賠償その他一定の請求をなし得る場合である。この場合の第三者の訴訟参加は求償説でも認められている。もう一つは、第三者が原告との間に法律関係があり、原告・被告間の訴訟で原告が敗訴すれば、第三者に対して別の訴訟を提起する可能性がある場合である。この場合に、法院は被告の責任を否定した上で、責任を負うべき第三者を訴訟に引き込み、第三者が原告に対して民事責任を負うよう判決することができる[29]という。たとえば、不法行為による損害賠償請求訴訟において、法院が真の不法行為者と思われる第三者を訴訟に引き込んで、損害賠償責任を第三者に転嫁するということである。

このような解釈の下で、下記のような具体例があげられている。

ＸはＹにビルの建設を請負わせた。そして、Ｙは第三者Ｚからビルの建築資材を購入した。ビルの建設工事が終わった後、Ｘはビルに質的瑕疵があるという理由で、Ｙに対して損害賠償を求める訴訟を提起した。訴訟係属中、法院は第三者Ｚを訴訟に参加させた。法院はビルに瑕疵が生じた原因が被告の工事によるものではなく、第三者Ｚから提供された建築資材の問題であると判断した場合、ＺがＸに対して、賠償責任を負うよう判決すべきである[30]という。

求償説はこの場合の独立した請求権のない第三者の訴訟参加を認めず、このような場合に第三者は原告・被告間の訴訟結果と直接の関わりがないと考えている[31]。「56条２項では、第三者が事件処理の結果と法律上の利害関係を有するとき、訴訟に参加することができると規定されているが、一部の学説は、第三者が『当事者』と『法律上の利害関係を有する』ことにばかりとらわれて、第三者が『原告・被告間の訴訟の処理結果』と『法律上の利害関係を有する』べきであるという前提を見落とした。このような解釈は独立した請求権のない第三者の範囲を広げて、実務における制度の濫用をもたらした。例えば、原告が被告に対して不

[29] 楊栄新編・前掲注28、175頁参照。

[30] 梁書文編・前掲注28、85-86頁参照。

[31] 江偉・単国軍・前掲注23、74頁、廖永安・李武松・前掲注23、45頁参照。

法行為の損害賠償を求める訴訟を提起したところ、法院は真の不法行為者が被告ではなく、第三者であると認定し、第三者を訴訟に参加させ、第三者が民事責任を負うよう判決を下した。実際に、このような場合に第三者の民事責任の確定は原告・被告間の訴訟の処理結果と直接の関わりがないため、法院は第三者を独立した請求権のない第三者として訴訟に参加させるべきではないのである」[32]と求償＋転嫁説を批判した。

実務においては、民事責任転嫁のように「独立した請求権のない第三者」が取り扱われるケースも多少みられる。本稿の第三章ではこのようなケースを「おせっかい型」として詳しく検討する。

以上の二つの学説に対する評価として、求償説は「被告と第三者の民事責任の因果関係を強調しているが」、求償＋転嫁説は「このような因果関係を強調せず、原告に対する民事責任を負うべきである者を第三者とする」[33]といわれている。

二．独立した請求権のない第三者の訴訟上の地位

独立した請求権のない第三者の訴訟上の地位の解釈については、概ね二つの学説に分かれる。

A．条件つき当事者説（通説）[34]

独立した請求権のない第三者が条件付きの当事者であると主張する学説である。その主張は次の通りである。

56条２項が「人民法院が民事責任を引き受けるとの判決を下した第三者は、当事者としての訴訟上の権利・義務を有する」と規定したため、第三者は当事者としての地位を取得する。つまり、人民法院が民事責任を引き受けるとの判決を下した場合に、第三者ははじめて当事者になる。言い換えれば、独立した請求権のない第三者が当事者になる条件として、民事責任を負うよう判決されることが必要なのである[35]。

[32] 江偉・単国軍・前掲注23、74頁。

[33] 張衛平・前掲注14、140頁参照。

[34] 中国の民訴学者はこの学説を「通説」と位置つける。江偉編・前掲注９、126頁、張衛平・前掲注14、138頁参照。

[35] 柴発邦・前掲注８、261頁、江偉編・前掲注11、126頁、陳俊華「無独立請求

このような独立した請求権のない第三者は、訴訟上の地位として、従属性と独立性という二つの特徴を持つといわれる。

①従属性。独立した請求権のない第三者は自ら請求をする、または請求される当事者になるのではないため、訴訟自体を処分・変更することができない。つまり、訴訟請求の変更、訴えの取り下げ、和解の請求、執行の申請をすることができない。また、管轄に対して異議を提起する権利をも持たない[36]。

②独立性。第一に、独立した請求権のない第三者は自分の名義で訴訟に参加する。第二に、自らの申請で訴訟に参加することができる。第三に、原告の請求・被告の答弁・事実の概要・訴訟の進展などの情報を得る権利を有する。第四に、主張の陳述・証拠の提供・法廷弁論に参加ができる。第五に、一審で民事責任を負うよう判決された場合に、上訴する権利を有する。第六に、原告・被告の和解案が第三者の義務にかかわりがある場合に第三者は調停に参加する権利を有する[37]。

この説は次のような理論上の難問を抱えている。つまり、民事責任を負うよう判決される前に、独立した請求権のない第三者が当事者ではないならば、なぜ人民法院は当事者ではない第三者に対して民事責任を負うよう判決することができるのかという問題である。それは、目下、制度自体の問題点として批判されている[38]。この点については、本稿の第四章で詳しく検討する。

Ｂ．当事者説（少数説）

権第三者権利保護問題」広西政法管理幹部学院学報15巻３期（2000年）29頁、肖建華『民事訴訟当事人研究』（中国政法大学出版社、2002年）307-308頁、徐秋菊「試論我国無独立請求権第三人制度」探討与争鳴2001年６期49頁など参照。

[36] 柴発邦・前掲注８、261頁、劉芝祥・謝明智編・前掲注10、89頁、江偉編・前掲注９、126頁、蒋為群「論無独立請求権第三人」甘粛政法学院学報62期（2002年）92頁、馬韵華「無独立請求権第三人若干問題探討」広東商学院学報2002年増刊93頁、舒暁「関於無独立請求権第三人的幾点看法」湖北商業高等専科学校学報1998年２期45頁など参照。

[37] 江偉編・前掲注９、126頁、柴発邦・前掲注８、261頁、蒋為群・前掲注36、92頁など参照。

[38] 肖建華・前掲注35、306-309頁、張衛平・前掲注14、139頁など参照。

これは、独立した請求権のない第三者が当事者であると主張する学説である。この学説は原告・被告間の訴訟と第三者の「参加の訴訟」が併合されたと解している。その主張は次の通りである。

独立した請求権のない第三者が訴訟に参加する場合、二つの訴訟は併合される。一つは原告・被告間の訴訟である。もう一つは第三者・一方当事者間の「参加の訴訟」である。独立した請求権のない第三者は原告・被告間の訴訟において当事者ではないが、併合された「参加の訴訟」の当事者である。そのため、訴訟において、独立した請求権のない第三者は当事者として訴訟上の権利を有する。しかし、独立した請求権のない第三者が当事者になったのは原告・被告間の訴訟に参加した後であるため、その訴訟上の権利はある程度制限される。例えば、独立した請求権のない第三者は訴訟請求の変更、請求の認容、訴えの取り下げ、和解の請求、執行の申請をすることができない[39]。

以上のような説明には次のような問題点があると思われる。いわゆる「参加の訴訟」では、誰が訴訟を提起したのか、訴訟請求がなんなのか。第三者・一方当事者間で訴訟があれば、訴訟請求を提起するのは第三者、あるいは一方当事者であるが、なぜ人民法院は強制的に第三者を訴訟に参加させることができるのだろうか。

C．当事者従属・当事者説（少数説）

独立した請求権のない第三者の訴訟上の地位は訴訟参加の方式および訴訟の段階によって違うと主張する学説である。主に次のように議論している。

独立した請求権のない第三者は自らの申請によって訴訟に参加する場合に、一方当事者を勝訴させるように補助するため、当事者としての訴訟上の権利を持たず、当事者に従属する地位にある。一審判決が下されたあと、判決の内容が直接に第三者の責任と関わりがない場合、第三者は上訴権を有しない。当事者が上訴した場合に、第三者は二審でも、依然として一方当事者を補助し、従属的地位にある。法院が第三者を訴訟に参加させた場合に、独立した請求権のない第三者の訴訟上の地位は訴

[39] 楊栄新編・前掲注28、177頁、廖永安・張輝「論無独立請求権第三人法律制度立法的缺陥与完善」広西法学1995年1-2期22頁参照。

訟段階によって違う。法院が原告・被告間の訴訟を審理するとき、第三者は一方当事者を補助することになり、従属的地位にある。法院が第三者・一方当事者間の「参加の訴訟」を審理するとき、第三者は一方当事者の被告になり、当事者としての訴訟上の権利を有する。一審で第三者が責任を負うよう判決された場合に、第三者は上訴する権利を有する[40]。

当事者従属・当事者説も当事者説と同様、第三者・一方当事者の間に「参加の訴訟」が存在すると考えており、前述の当事者説と同様の問題をも含んでいる。

以上の三つの学説における問題点をみれば、民訴法の規定から独立した請求権のない第三者の訴訟上の地位を明らかにするのは難しいと思われる。それは、制度自体がかかえる矛盾の現れだと思われる。

三．独立した請求権のない第三者訴訟参加の方式

１．独立した請求権のない第三者訴訟参加の方式――「申請参加」と「通知参加」

56条２項の規定からみると、独立した請求権のない第三者の訴訟参加は「申請参加」と「通知参加」という二つの方式がある。これについては学説には争いがない。

「申請参加」の場合、第三者はみずから書面、あるいは口頭で人民法院に訴訟参加の申請を提起する。法院は56条２項の規定によってその申請を審査し、独立した請求権のない第三者訴訟参加の要件に合致するならば、訴訟参加を許可し、合致しないならば、訴訟参加を許可しない。他方、「通知参加」とは人民法院が職権で第三者に対して訴訟に参加するよう通知して参加させることである[41]。

第三者が申請によって訴訟に参加する目的は、一方当事者を勝訴させるべく補助することによって自分の利益を守ることにあるといわれる。それに対して、法院が第三者を訴訟参加させる目的は、最終的に民事責

[40] 余宇・李夙「無独立請求権的第三人制度探析」政治与法律2001年１期35頁、馬慧珍「対無独立請求権的第三人制度的幾点思考」2002年４期58頁参照。

[41] 江偉編・前掲注９、126頁、柴発邦・前掲注８、262頁、楊栄新編・前掲注28、177頁など参照。

任を負うべき者を見出し、一回の訴訟で根本から紛争を処理するためである[42]と解されている。

また、人民法院から訴訟参加の通知を受けた第三者は、訴訟に参加する義務を有するといわれる。出廷しなければならない第三者が人民法院から二回の召喚状を受けて、正当な理由なしに出廷しない場合に、人民法院は欠席審理で第三者が民事責任を負うよう判決することができる。また、民事責任を負うと判決された第三者は判決に従わなければならない。第三者がみずから履行しない場合、法院は強制的執行することができる[43]。

２.「通知参加」の二つの類型

「通知参加」をさらに二つの類型に分ける学説がある。一つは、人民法院がみずから第三者の訴訟参加が必要であると考え、通知によって第三者を訴訟に参加させる場合である。もう一つは、原告ないし被告が、法院に対して、第三者を訴訟に参加させるよう申請し、法院はその申請に基づいて、第三者の訴訟参加が必要であると認定し、通知で第三者を訴訟に参加させる場合である[44]という。

被告は訴訟で原告に求められている民事責任を第三者に転嫁するために、法院に対して、第三者を訴訟参加させよう申請する場合がある。また原告は被告の自分に対する権利侵害の原因が第三者にあると知っているが、第三者と直接の法律関係がないため、法院に対して、第三者を訴訟に参加させるよう申請する場合がある[45]と分析されている。

たしかに、実務では、法院は当事者の申請に基づいて第三者を訴訟に参加させる場合がある。しかし、当事者の申請といっても、最終的に第三者を訴訟に参加させるかどうかは、法院が決定する。

[42] 柴発邦･前掲注８､262頁､張衛平『民事訴訟法教学案例』(法律出版社､2005年) 64頁、肖建華・前掲注35、304頁など参照。

[43] 楊栄新編・前掲注28、178頁、柴発邦編・前掲注８、263頁、唐徳華編『新民事訴訟法条文釈義』（人民法院出版社、1991年）113頁、張衛平・前掲注42、65頁など参照。

[44] 張衛平編・前掲注２、75-77頁、廖永安・王煥平・前掲注23、18頁、付琴・前掲注23、81頁など参照。

[45] 張衛平・前掲注２、150頁参照。

四．制度の趣旨

独立した請求権のない第三者の訴訟参加制度の趣旨について、学説では、主に次の二つの点があげられている[46]。

１．事実を全面的に解明するため

制度の趣旨の一つとして、第三者を訴訟に参加させることによって、事実を全面的に解明することができるといわれる[47]。独立した請求権のない第三者は常に本訴の一方当事者と法律関係があり、第三者が義務を履行したかどうかは原告の権利の実現に関わる。第三者を訴訟に参加させることによって、当事者の訴訟と関連するすべての紛争の事実関係を明らかにし、その権利・義務を徹底的に調べ、誰が真の権利侵害者であるかを明らかにすることができるといわれる[48]。

事実の全面的解明は民事裁判の目的の一つとして理解されている[49]。実務の裁判例では、法院が職権的に第三者を訴訟に参加させても、結果的に判決は第三者の責任について触れない場合がある。なぜ第三者を訴訟に参加させたかについて、「第三者の訴訟参加のおかけで、事件に関わる事実をすべて解明し、原告・被告の権利・義務関係は明らかになっ

[46] 82年に民事訴訟法（試行）で独立した請求権のない第三者の訴訟参加制度がはじめて設けられたときから、制度の立法趣旨に関する議論の概ねは目下の議論と同じである。

[47] 江偉・単国軍・前掲注23、72頁、方昕編・前掲注10、71頁、北京政法学院民事訴訟法教研室編『中華人民共和国民事訴訟法講義』（校内用書、1983年）95頁など参照。

[48] 劉春茂・張晋清編『民事訴訟法知識』（四川人民出版社、1992年）64頁、北京政法学院民事訴訟法教研室編・前掲注47、94頁、方昕編・前掲注10、71頁など参照。

[49] 民事訴訟法の２条では、中華人民共和国民事訴訟法の任務として「当事者が訴訟の権利を行使するのを保護し、人民法院が事実を調べ明らかにし、是非を明らかに区別し、正確に法律を適用し、機を逸せずに民事事件を審理し、民事上の権利関係を確認し、民事上の違法行為を制裁するのを保証し、当事者の適法な権益を保護し、市民自覚的に法律を遵守するように教育し、社会秩序・経済秩序を擁護し、社会主義建設事業の順調な進行を保障することである」と規定されている。

た」[50]と説明するものである。また、「最終的に第三者が当事者の訴訟結果と利害関係を有するかどうかは、人民法院の当事者の事件に対する審理が終わってから決められるが、事実を明らかにするために、より早い段階で、第三者を訴訟に参加させなければならない。第三者を参加させなければ、人民法院は第三者と事件の結果との利害関係について正しく判断することができないのである」[51]といわれている。

２．訴訟手続を簡素化し、紛争を抜本的に処理するため

制度の趣旨として、もっともよく指摘されているのは、第三者の訴訟参加によって、訴訟手続を簡素化し、紛争を抜本的に処理することができるということである。「第三者が訴訟に参加する場合、法院は複数の紛争を併合して審理することになる。このような併合審理によって、訴訟手続を簡素化し、人的資源も、物的資源も節約できると同時に、紛争を抜本的に処理することができる」[52]といわれる。そして、「第三者が訴訟に参加しないならば、法院の判決は第三者に対して拘束力がないのである。判決が下されたあと、当事者が第三者に、あるいは、第三者が当事者に対して新しい訴訟請求を提起した場合に、人民法院はあらためて審理しなければならない。これでは人的資源、物的資源の浪費にもなる」[53]といわれる。そのため裁判実務においては、法院は当事者の訴訟の処理結果と第三者の間に利害関係があると判断した場合に、能動的に第三者を訴訟に参加させ、紛争を抜本的に処理しなければならない[54]という。

五．小括

以上、第三者の訴訟参加の要件、訴訟上の地位、訴訟参加の方式およ

[50] 上海市高級人民法院編『上海法院典型案例叢編』（上海人民出版社、2001年）98頁。

[51] 劉春茂・張晋清・前掲注48、65頁。

[52] 方昕編・前掲注10、71頁。

[53] 劉春茂・張晋清編・前掲注48、65頁。

[54] 唐徳華・楊栄新編『民事訴訟基本知識』（法律出版社、1982年）69頁、遼寧省法学会編『民事訴訟法基本知識』（遼寧人民出版社、1983年）65-66頁、北京政法学院民事訴訟法教研室編・前掲注47、94頁など参照。

び制度の趣旨という四つの問題を検討してきた。以上を綜合すると、この制度には三つのポイントがあると思われる。第一に、法院は第三者が事件の処理結果と関わりがありそうだと考える場合に、職権的に第三者を訴訟に参加させることができる。第二に、「利害関係」をめぐる学説の解釈に違いはあるが、いずれにせよ、法院は第三者が民事責任を負うよう判決することが可能である。第三は、第三者は民事責任を負うよう判決されてから、はじめて当事者としての訴訟上の権利を有する。つまり、判決前には、第三者には当事者と同じような訴訟上の権利がないのである。「参加の訴訟」、「訴の併合」を前提として、第三者が当事者であると解釈する学説もあるが、第三者に訴訟請求の変更、訴えの取り下げ、和解の請求、執行の申請などの訴訟上の権利は与えられない。二審終審制度[55]の下で、第三者は一審で訴訟に参加し、民事責任を負うよう判決された場合、上訴権を有するが、二審から訴訟に参加する場合は、上訴ができないのである。

第三節　制度の構造的特質

一．当事者の処分権に対する極度の制限

56条２項に基づいて、人民法院は職権的に第三者を訴訟に参加させ、第三者が民事責任を負うよう判決することができる。このような裁判のやり方は当事者の処分権に対する大きな制限である。

近代法的な民事訴訟は、当事者の申立により開始し、裁判所は当事者の申立の範囲内で、しかも当事者が訴訟による解決を求めているかぎりにおいて裁判を行うことができるという、処分権主義が採用されている。つまり、当事者が自ら訴訟による解決を図り、かつその訴訟を処分することが認められ、裁判所は当事者の申立事項をこえて、またはそれ以外の内容の本案判決をすることは許されないとされる[56]。

[55] 民事訴訟法10条「人民法院の民事事件の審理は、法律の規定に従って合議・回避・公開裁判と二審終審制度を実行する」。

[56] 新堂幸司『新民事訴訟法（第二版）』（成文堂、2001年）287頁、小林秀之・原強『民事訴訟法』（弘文堂、2000年）70頁など参照。処分権主義は、私的自

それでは中国の民事訴訟において、処分権主義は妥当するのだろうか。民事訴訟法第一章「任務、適用範囲および基本原則」の13条では「当事者は法律に規定する範囲内において自らの民事的権利と訴訟的権利を処分する権利を有する」と定められている。この規定は一般的に「処分原則」とよばれている。この原則の下で、当事者は訴訟の提起、請求範囲、請求の変更、和解、訴えの取り下げ、上訴などについてみずから決める権利を有する[57]と解されている。

一方、当事者の処分権は絶対的なものではなく、ある程度制限されているという。すなわち、①処分行為は法の規定に反してはならず、②国家・社会・集団・個人的利益に損害を与えてはならない。よって、当事者の処分行為はまず人民法院の審査・監督をうけ、人民法院に認められてから、はじめて有効になる。以上の二つのことに違反す場合、人民法院は国家を代表して、当事者の不当な処分行為は無効であると認定する。中国の民事訴訟における国家関与原則は、人民法院の当事者に対する監督に表われる。国家関与は処分原則の一つ重要な内容である[58]といわれている。

実際、民事訴訟法では、訴訟における当事者の処分行為がさまざまな場面で制限される。具体的には次の通りである。

第一に、訴訟を提起する権利の処分権がかならずしも紛争当事者に属

治の原則をその理念的基礎とするために、私的自治が制限される権利関係については、処分権主義も制限されることがある。日本では人事訴訟においては、請求の放棄などが制限される。また、私人間の権利関係が訴訟物とならない、形式的形成訴訟、たとえば境界確定の訴えなどにおいては、処分権主義が制限される。ただし、境界確定訴訟においても、「訴えなければ裁判なし」という不告不理の原則自体は妥当するので、処分権主義が完全に排除されるわけではない。松本博之・上野泰男『民事訴訟法』（弘文堂、1998年）29-30頁参照。

[57] 江偉編・前掲注９、57-58頁、常怡編・前掲注８、115-116頁、譚兵編『民事訴訟法学』（法律出版社、2004年）111-112頁など参照。

[58] 江偉編･前掲注９､58頁､楊栄新編･前掲注28､63頁など参照。憲法51条でも「中華人民共和国公民が自由と権利を行使するときは、国家的・社会的・集団の利益とその他の公民の合法的な自由と権利に損害を与えてはならない」と規定されている。

さない。民事訴訟法177条は「各級人民法院院長は既に法的効力の生じた判決・裁定に対して、確かに誤りがあることを発見し、再審の必要を認めたときは、裁判委員会の討論決定に回すべきである。最高人民法院は地方各級人民法院の既に法的効力の生じた判決・裁定に対して、上級人民法院は下級人民法院の既に法的効力を生じた判決・裁定に対して、確かに誤りがあることを発見したときは、自ら再審理しあるいは下級人民法院に再審理を指令する権限を有する」と規定している。この規定によれば、当事者の意思なしに、人民法院は自らのイニシアチブによって、再審を発動することができる[59]。

第二に、人民法院は訴えの請求の範囲を決める権利を有する。民事訴訟法151条は二審の「審理範囲」について、「第二審人民法院は上訴請求に関係する事実と法律の適用に対して審査を行なうべきである」と規定した。1992年７月に最高人民法院の「中華人民共和国民事訴訟法の適用に関する若干問題の意見」が実施され、その180条は民事訴訟法の151条の解釈として、「第二審人民法院は民事訴訟151条に従って、上訴請求に関する事実と法律の適用に対して審査を行なうとき、上訴請求以外の部分についても、一審判決の誤りを発見した場合は、是正しなければならない」と規定した。つまり、二審人民法院は当事者の上訴請求の範囲に拘らず、一審判決について全面的に審査し、誤りと認定したことをすべ

[59] 民事訴訟法の10条で人民法院の民事事件の審理は、「二審終審制度を採用する」と定めた。最高人民法院および特別手続により裁判がなされた事件を除き、当事者は地方人民法院の第一審判決・裁定を不服のときは、一級上の人民法院に上訴を提起する権利を有し、一級上の人民法院が上訴事件について下した判決・裁定は、終審の判決・裁定、すなわち、法的効力を生じた判決・裁定である。「法的効力が発生」した判決には執行力が付与される。このように、中国法では終審判決に関して「確定する」という文言を用いず、「発生法律効力的判決」という用語を採用している。中国法は「法的効力が発生した」判決に対する裁判のやり直しの制度（これを裁判監督ないし再審と称する）幅広く用意してあって、それは質的にもわれわれが知っている「確定」ではなく、文字通り「法的効力の発生」によって終了するというべきなのであると言われている。鈴木賢「中国における民事裁判の正統性に関する一考察」小口彦太編『中国の経済発展と法』（早稲田大学比較法研究所、1998年）371頁参照。

て是正すべきであるとされている。

第三に、訴えの取り下げについての処分の権利も必ずしも当事者の自由に属すわけではない。民事訴訟法131条は「判決宣告前に、原告が訴えの取り下げを申請したときは、許諾をする否かを、人民法院が裁定する」と規定した。ここで、原告の訴えの取り下げの申請に対して、どのような場合に許諾するか、あるいは許諾しないかについて、明らかに規定していないが、人民法院が原告の訴えの取り下げの申請を許諾せずに、訴訟の継続を強制できることは疑問がない[60]。実務においても、人民法院は訴えの取り下げが国家・社会・集団・個人の利益に損害を与える恐れがあるという理由で原告の取り下げの請求を許諾しなかった事例がある[61]。

その他に、当事者が申請を提出しないときに、人民法院が必要とする時、財産保全の措置を講じる裁定をすることができ[62]、または、職権に

[60] 張衛平「民事訴訟処分権原則重述」現代法学23巻６号（2001年12月）、90頁参照。

[61] ある人は自分が神様の力を借りていて、気功ですべての病気を治せるといい、患者から多くのお金をもらって、患者たちに「神医」と呼ばれていた。「偽科学」の正体を暴く行為で有名である司馬南という方はある雑誌で「神医」の医術が偽物であるという記事を掲載した。2000年１月に、「神医」は名誉毀損の理由で司馬南と雑誌を被告として、損害賠償を求める訴訟を提起した。その後、「神医」は訴えの取り下げを申請した。しかし、法院はその申請を許諾せずに、原告欠席で原告の敗訴の判決を下した。その理由として説かれたのは、「神医」を「正義の裁判」から逃げさせないようにするためである。「科学贏了一元銭」北京青年報2000年４月15日参照。2002年９月に、ある国営企業は被告に対して560万元の債務履行を求める訴訟を提起した。訴訟係属中、原告と被告とは被告が二ヶ月以内に原告に500万元を弁済すれば、残る60万元を弁済しなくてもよいと和解した。しかし、原告が法院に訴えの取り下げを申請したら、法院はその和解案が国営企業に60万元の損失を与えるとう理由で取り下げの申請を許諾しなかった。張衛平・前掲注42、８頁参照。

[62] 民事訴訟法92条「人民法院当事者の一方の行為或いはその他の原因により、判決の執行が不能あるいは執行が困難となるおはそれのある事件に対して、相手当事者の申請に基づいて、財産保全の裁定を下すことができる。当事者が申請を提出しないときに、人民法院が必要とするときも財産保全の措置を講じる裁定をすることができる。

よる強制執行手続を開始することもできる[63]。

独立した請求権のない第三者の訴訟参加制度によれば、当事者が第三者に対して、訴訟を提起していない、または第三者が当事者に対して訴訟を提起していなくても、人民法院が必要であると考えれば、第三者を訴訟に参加させることができる。第三者が訴訟に参加した場合、第三者・当事者の間には対立構造が存在せず、特定の訴訟物もない。そのため第三者の民事責任にかかわる裁判の範囲は特定されていない。にもかかわらず、人民法院は第三者が民事責任を負うよう判決することができる。これは裁判所による訴訟関係者の処分権に対する極度の制限といえよう。

二．関連する複数の紛争の一回的処理

近代法的な民事裁判において、判決の正当化は非常に重要な意味をもっている。訴訟手続は判決という強行的最終結果をめざして構成され、これを目標として展開されていくばかりではなく、判決を正当化することのできるような内容や構造をとらなければならない。このため近代法的な裁判における訴訟手続は当事者主義を基調とし、裁判所と当事者双方との主な訴訟行為を権利義務として捉え、明確な手続規範で規制する構造を持つのである。手続の保障は判決の正統性、ひいては裁判全体の正統性を支えるもっとも重要な要素であり、近代法的な裁判を可能ならしめる必要不可欠な正統性原理となっているといえよう[64]。

確かに、裁判の対象となる権利関係について利害関係を持つ者は、原告および被告の二当事者に限定されるわけではない。その例としては、訴訟物そのものが自己に帰属することを主張する第三者、訴訟物について別の権利を持ち、その権利が訴訟の帰趨によって影響を受けることを主張する第三者、あるいは訴訟物についての判断の前提問題が、自己の

[63] 民事訴訟法216条「法律的効力を生じた民事判決・裁定は、当事者が履行しなければならない。一方が履行を拒絶したときは、相手方の当事者は人民法院に対して執行を申請することができ、裁判員が執行員に移送して執行することもできる」

[64] 田中成明「裁判の正統性――実体的正義と手続保障」新堂幸司編『講座民事訴訟法１』（弘文堂、1984年）87頁参照。

権利と共通であり、やはり訴訟の帰趨によって自己の権利に影響をうけることを主張する第三者などが考えられる。両当事者やこれらの第三者の権利保護、および紛争の一挙的処理などの社会的要請を考慮して、日本の民事訴訟法では、共同訴訟、独立当事者参加、補助参加などの多数当事者訴訟を認めている[65]。

相互に関連した紛争を一挙的に処理することは、審理の重複を省き、訴訟不経済を避け、裁判の矛盾を生じさせないですむという利点がある。しかし、無闇にこれを認めると、かえって審理が複雑になり、訴訟を混乱させ遅延させるおそれもある[66]といわれる。日本では、一挙的処理と手続保障のバランスの上に、紛争処理の規模、単位、判決の効力のおよぶ範囲などを考えなければならない[67]と議論されている。

制度として、通常共同訴訟では、共同訴訟人独立の原則が認められる[68]。共同訴訟の利点を生かすために、それぞれの共同訴訟人についての手続保障を害しない範囲内で、独立の原則を制限することが考えられ、判例・学説上異議なく共同訴訟人の証拠共通が認められている。そして、訴訟の目的が共同訴訟人の全員について合一にのみ確定するべき必要的共同訴訟では、一人の共同訴訟人に対する判決の既判力が他の共同訴訟人に対しても拡張される[69]。そのため、訴訟提起段階で、関係者全員が当事者となることが必要とされ、関係者のうち一人でも欠ければ、当事者適格を欠くとして、訴えは却下されることになる。また、他人間の訴

[65] 伊藤眞「多数当事者訴訟論の現状と課題」青山善充・伊藤眞編『民事訴訟法の争点』（有斐閣、1998年）86頁、新堂幸司編56、662頁など参照。

[66] 田尾桃二「紛争の一回的解決ということについて」民事訴訟法雑誌40号（1994年）55-60頁参照。ここでは、紛争の一回的解決と個別（分割）解決の優劣について、論じられている。

[67] 田尾桃二・前掲注66、40頁参照。

[68] 民事訴訟法39条（共同訴訟人の地位）共同訴訟人の一人の訴訟行為、共同訴訟人の一人に対する相手方の訴訟行為および共同訴訟人の一人にについて生じた事項は、他の共同訴訟人に影響を及ぼさない。

[69] 民事訴訟法40条（必要的共同訴訟）①訴訟の目的が共同訴訟人の全員について合一にのみ確定すべき場合には、その一人の訴訟行為は、全員の利益においてのみその効力を生ずる。

訟の結果により自己の法的地位が影響をうける第三者の訴訟参加では、参加の手続として、第三者みずからの申出および当事者の訴訟告知という二つの方式がある。第三者の補助参加の申出について、当事者から異議が述べられる場合のみ、裁判所が決定の形式で判断する[70]。補助参加がなされた場合に、参加の効力が生じる。すなわち、判決が確定した後、補助参加人は被参加人に対してその判決が不当であると主張することを禁じられる[71]。

ところが、独立した請求権のない第三者の訴訟参加制度は人民法院に対して、主動的に将来起こりうる紛争を未然に防止し、それと現実の紛争を一回で処理することを要請するものである。換言すれば、この制度では、当事者や第三者に対する手続保障より、関連する複数の紛争を一回で処理することが重要視される。近代法的裁判が要求する正当な手続は、必要不可欠な正統性原理としての地位をもたないのである。

[70] 民事訴訟法44条（補助参加についての異議等）①当事者が補助参加について異議を述べたときは、裁判所は、補助参加の許否について、決定で、裁判をする。この場合においては、補助参加人は、参加の理由を疎明しなければならない。

[71] 民事訴訟法46条（補助参加人に対する裁判の効力）補助参加に係る訴訟の裁判は、次に掲げるばあいを除き、補助参加人に対してもその効力を有する。

第二章　制度の形成史と母法

現代中国民事裁判の特徴は、革命根拠地時代[1]に形成された[2]といわれる。それは、「馬錫五裁判方式」[3]と呼ばれる裁判の様式である。「馬錫五裁判方式」は中華人民共和国民事裁判制度および実務に取り入れられ、中国の民事裁判の手本となったといわれている[4]。現行民事訴訟法における「独立した請求権のない第三者」の訴訟参加制度も「馬錫五裁判方式」と何らかの繋がりがあると思われる[5]。そこで本章ではまず根拠地時代の「馬錫五裁判方式」を概観し、そして中華人民共和国における「独立した請求権のない第三者」の訴訟参加制度の推移を整理する。また制度の母法としてのソビエト法における規定にも触れたい。

第一節　現行民事訴訟制度の原型

[1] 1920年代以降、中国共産党の指導した革命によって誕生した共産党の政権を「根拠地」と呼ぶ。農村地帯に地域的な革命政権をつくりあげ、次第に全国的な政権に拡大するという革命における根拠地展開の重要性が認められたため、革命根拠地の建設は拡大された。抗日戦争終結後まもなく、国民党による共産党根拠地に対する攻撃が始まり、内戦が拡大していった。このころから中華人民共和国が成立するまでの根拠地を通常は解放区と呼ぶ。胡華『中国新民主主義革命史』（五月書房、1951年）参照。

[2] 田中信行「中国民事訴訟法の制定意義と特徴」アジア経済旬報1241号（1982年）９頁参照。

[3]「馬錫武裁判方式」の詳細について、拙稿「中国民事裁判の構造変容をめぐる一考察――『馬錫五裁判方式』から離脱のプロセス」ジュニア・リサーチ・ジャーナル11号（北大法学研究科、2005年）参照。

[4] 江偉･李浩･王強義『中国民事訴訟の理論と実際』（成文堂、1991年）111頁参照。

[5]「現代中国法は、1949年10月１日の中華人民共和国成立に先立つ同年２月の中国共産党の『国民党の六法全書を廃棄し、解放区の司法原則を確定することに関する指示』により、『国民党の六法』すなわち中華民国法を全廃して出発している」。「このことを可能にした要因の一つが根拠地法制の存在である」といわれる。木間正道・鈴木賢・高見澤磨・宇田川幸則・『現代中国法入門（第四版）』（有斐閣、2006年）、２、18頁。

一.「馬錫五裁判方式」の特徴

1944年１月６日、根拠地の陝甘寧辺区主席・林伯渠は施政活動報告の中で、「訴訟手続には人民の便宜をはからなければならない。大衆を教育するために、馬錫五同志の裁判方式を提唱する」ことを提起した[6]。さらに同年３月13日付の『解放日報』では、「馬錫五同志の裁判方式」という社説が発表され、根拠地司法の新しい創造について述べられた[7]。

「馬錫五裁判方式」の創造者の馬錫五（1898－1962）は、抗日戦争の時期に陝甘寧辺区隴東分区の副専員、専員[8]に任じられ、1943年から陝甘寧辺区高等法院隴東分区の分廷廷長[9]を兼任して、1946年に陝甘寧辺区高等法院長になった。中華人民共和国建国後、馬錫五は最初に最高法院西北分院の院長に任じられ、1954年に最高法院副院長になった。馬錫五は中国共産党の主席であった毛沢東に「人民大衆に奉仕する優れた裁判官である」と賞賛された[10]。

「馬錫五同志の裁判方式」という社説が取り扱った三つの具体的事

[6]「関於改善司法工作――林伯渠主席在辺区政府委員会第四次会議上関於辺区政府一年工作報告」中国社会科学院法学研究所民法研究室民訴組・北京政法学院訴訟法教研室民訴組編『民事訴訟参加資料・第一輯』（法律出版社、1981年）54頁。

[7]「馬錫五同志的審判方式」解放日報（1944年３月13日）『民事訴訟参考資料・第一輯』・前掲注６、55頁以下参照。

[8] 辺区の地方行政系統は、辺区政府―行政督察専員公署―県政府―区公署―郷政府の五段階をなしていた。行政督察専員公署は、辺区政府と県政府の間におかれ、二つ以上の県領域をあわせてこれを一行政分区とし、その分区管下の各県の行政を指導する。専員は分区の行政長官である。福島正夫『中国の人民民主政権』（東京大学出版会、1965年）36頁以下参照。

[9] 陝甘寧辺区では、辺区高等法院を設立し、各県に司法処を設けた。1943年に至りさらに改革があり、各分区に高等法院の分廷をおき、分区専員が分廷の廷長を兼任することになった。県司法処は、第一審で、辺区高等法院は第二審で、第二審の判決は終審である。國谷知史「建国期の裁判制度」季刊中国研究1986年５号３頁以下参照。

[10] 李新成「馬錫五裁判方式」『北京大学法学百科全書』（北京大学出版社、2000年）539頁、張希坡『革命根拠地法制史』（法律出版社、1994年）548頁参照。

例[11]および根拠地時代の民事訴訟に関する指示、報告から、「馬錫五裁判方式」の特徴は下記のようなものであると思われる。

（一）現地裁判

これは裁判官が紛争の現場へ赴き、大衆の中に深く入り込み、職権で争いの経緯を調べ、証拠を集め、大衆と一緒に事件を処理することである。具体的に現地裁判とは、一審は「現地審理」（一審裁判官が紛争の現場に赴き、裁判するやり方）、二審は「巡回裁判」（二審裁判機関がその管轄区域内で裁判官を派遣し、農村を巡回させ事件を処理させるやりかた）がおこなわれていた。この方式はすべての審級の裁判機関の、あらゆる手続段階に適用され、調停にも判決にも適用されるといわれている[12]。

（二）調停を主とすること

「馬錫五裁判方式」の調停とは、職権的な調査研究によって十分に事実が明らかになることを前提として、裁判官の主宰の下に、現地の大衆に依拠して、説得と教育によって、双方当事者の合意がえられるように紛争を解決することである。裁判活動の重点を調停活動におき、調停により処理できる事件は判決によって処理してはならないというのが「馬錫五裁判方式」の特徴である[13]。民事紛争を解決するには、説得的、教育的方法を用いる調停が有効である。また、調停には、手続を簡略化し、原告・被告の感情を害さず、事件を速やかに徹底的に解決し、大衆の団結を強めるという利点があると考えられた[14]。

（三）政策・法令・情理を裁判の準則とすること

「馬錫五裁判方式」は政府の政策法令に従うと同時に、大衆の慣習、世論、事件の具体的な事情にも配慮した[15]といわれた。根拠地では、「司法機関が民刑事件を処理する根拠は中国共産党中央委員会および辺区政

[11] 事例の詳細について、『民事訴訟参加資料・第一輯』・前掲注６、55頁以下参照。

[12] 馬錫五「新民主主義革命階段中陝甘寧辺区的人民司法工作」政法研究1955年１期10頁以下参照。

[13] 張希坡・前掲注10、551頁参照。

[14]「陝甘寧辺区政府関於普及調解、総結判例、清理監所指示信」『民事訴訟参加資料・第一輯』・前掲注６、303-305頁参照。

[15]「馬錫五同志的審判方式」・前掲注７、58頁参照。

府が国内外の客観情勢と実際活動のニーズに応じて公布した法的性質を持つ綱領・決議・決定・布告および法令である。これはすべて中国共産党の各時期の路線・政策によって制定されたものである」[16]いわれた。政府が出した大部分の人民の利益とニーズを代表する多くの政策や綱領には、客観的な事情により具体的で完備した法律の条文として明文化できないものもあるが、実質的にはみな法律としての役割を果たしていた[17]といわれている。そして、「民間の矛盾と紛争を正しく処理することには、政策法令および大衆の要望にかなうことが大切である」[18]と強調された。「馬錫五裁判方式」の優れた点として特に賞賛されたのは、その解決案が当事者双方ともを満足させ、まわりの人々を納得させた点である[19]。

（四）形式に拘らない手続

根拠地では国民党の、ブルジョア民訴法典が勤労人民にとってはかえって迷惑をもたらしていると批判され、「馬錫五裁判方式」は誠心誠意大衆に奉仕し、簡素な訴訟手続に従い、形式に拘らず、すべて人民の便宜をはかるもの[20]と賞賛された。根拠地では当事者は訴訟費用を支払ったり、また訴状を書く必要もなかったのである。そして判決書の専門化も避けられた。また、裁判が行われる場合は、裁判官がいかめしい法廷に座って、法律用語を使ってもったいぶり、法廷秩序維持の規則を用いて大衆の手足を縛り、大衆をおどかすという現象はなくなり、大衆を自由に発言させ、そして当事者を説得するために、意識的に大衆に発言を促していたといわれる[21]。

二.「馬錫五裁判方式」の裁判構造

次はこのような特徴をふまえて、訴訟手続の面から、「馬錫五裁判方式」

16 馬錫五・前掲注12、８- ９頁。

17 馬錫五・前掲注12、８頁参照。

18「太岳区暫定司法制度」『民事訴訟参加資料・第一輯』・前掲注104、214-215頁。

19 張希坡『馬錫五審判方式』（法律出版社、1983年）、45-47頁参照。

20 張希坡・前掲注19、52頁参照。

21 張希坡・前掲注19、54頁参照。

の裁判構造を検討する。

（一）「超」職権主義的な裁判

訴訟資料の収集・提出について裁判所と当事者の役割分担を決める規範について、日本の民事訴訟における原則は弁論主義であり、また解釈論上の対概念としては、職権探知主義が一般的に用いられている[22]。

「馬錫五裁判方式」はどうなっているのであろうか。1942年の「晋察冀辺区行政委員会活動報告」では、「裁判とは真実を明らかにすることであるため、裁判要員は事件に関わる全てのことを調査し、資料と証拠を収集しなければならない。」[23]と記されている。「事件の資料はできるだけ収集しなければならない。調査により事実が明らかになるまで、法廷で裁判を行ってはならない」[24]という指示もあった。つまり、自らの請求、主張について当事者に挙証責任を負わせず、逆に裁判官が全面的に証拠を収集し、事実を調査することに努めることは、「馬錫五裁判方式」の特徴である。「馬錫五裁判方式」では、裁判官が積極的に真相解明を主導し、当事者は単に取調べの客体に位置づけられた。

以上のように、「馬錫五裁判方式」では、訴訟資料の収集・提出をすべて裁判所の権能かつ責任とするので、通常の職権探知主義の範囲をはるかに超えていたと言いうる。

（二）「不告不理」原則への批判

馬錫五の時代には「訴えなければ裁判なし」という「不告不理」の原則が正面から批判された。1944年５月の「晋察冀辺区行政委員会の司法制度を改善することに関する決定」[25]では、「司法活動をより一層大衆に奉仕するものとし、司法幹部の大衆的観点を強化し、『民は訴えないかぎり、官は追及せず（民不挙、官不究）』などの思想を徹底的に批判し、司法活動において調査研究の民主的手法をうちたてるため」の制度改革

[22] 高橋弘志「弁論主義について」法学教室120号95頁、小林秀之「弁論主義の現代的意義」『講座民事訴訟法4』（弘文堂、1985年）94頁参照。

[23]『民事訴訟参加資料・第一輯』前掲注６、46頁。

[24]「司法人民委員部対審判機関工作的指示」『民事訴訟参加資料・第一輯』・前掲注６、163頁。

[25]『民事訴訟参加資料・第一輯』・前掲注６、224頁。

について規定した。このような方針を積極的に実践する典型としての二審裁判官の馬錫五は、「毎年何回も各県に行き、巡回して、何か揉め事、あるいは一審判決の誤りを発見したら、すぐ解決し、是正する」[26]のであった。つまり、一審、二審を問わず、いずれも当事者の処分権に対して、裁判官の介入が広く行われた。

（三）手続価値の無視

「馬錫五裁判方式」では、裁判の正統性が主として当事者の納得あるいは納得の表示に由来し、西洋法的裁判が要求する正当な手続は必要不可欠な正統性原理としての地位をもたないのである。

馬錫五の論文で、「馬錫五の裁判方式」について国民党の裁判と対比して、以下のように紹介されていた。「国民党の反動的裁判手続は、反人民性から出発しているので、形式性と煩瑣性を持ち、道理があってもお金のない者は裁判所に入れない」。「陝甘寧辺区で生み出された大衆路線的な裁判方式は国民党法院の裁判と全く違うものである。主観的に判断するのが国民党反動法院の役所的な作風であるが、陝甘寧辺区各級司法機関は、事実を調査研究し、人民に頼り、大衆と結び付けて裁判を行う」。「国民党反動法院の裁判方式は法廷で事件を審理する方式であるが、われわれは現地裁判、巡回裁判などの裁判方式を使う。国民党の法院の雰囲気はとても厳粛であるが、われわれの裁判官は親切で、懇談の方式で裁判を行う」[27]などを述べている。要するに、「ブルジョア民事訴訟法典の通有性である固定した形式性、素人を排除する煩瑣性をまぬかれて、合理的能率的なあくまでも人民に便利なものとして作用しなければならない」[28]とされていたのである。

要するに、「馬錫五裁判方式」では、西洋法的裁判が要求する正当な手続は、必要不可欠な正統性原理としての地位を持たないのである。

三.「関係者」および「関連する紛争の併合審理」

根拠地時代の民事訴訟に関する指示、報告、条例では、第三者の訴訟

[26] 張希坡・前掲注19、52頁。

[27] 馬錫五・前掲注12、10-11頁。

[28] 福島正夫編『社会主義国家の裁判制度』（東京大学出版会、1965年）337頁。

参加に関する規定や議論が見出されず、「第三者」という用語すら存在しなかった。代わりに、常に「関係者」という用語が使われていた。

「馬錫五裁判方式」について、「馬錫五は実事求是の原則に基づいて、如何なる事件に対しても大衆の中に深く入り、客観的、全面的に調査研究し、事件に関わるすべての証拠を収集し、すべての関係者を招集し、紛争を抜本的に処理する」[29]といわれている。

「馬錫五裁判方式」は根拠地の司法活動における大衆路線が民事裁判で具体的に反映されたものである。「毛沢東が『司法もみんな一緒にやろう。裁判官は大衆に依拠し、裁判をおこなわなければならない』と指示した。馬錫五裁判方式とはこの指示の通りに大衆を動員し、大衆と一緒に事件を処理する方式である」[30]といわれている。「大衆と一緒に事件を処理する」というところの「大衆」とは、時に証拠の提出者であり、時に裁判官と一緒に当事者を説得する者であり、また紛争の「関係者」になる場合もある[31]。

「馬錫五は実事求是の原則に基づいて、如何なる事件に対しても大衆の中に深く入り、客観的、全面的に調査研究し、大衆から事件に関わるすべての証拠を収集する」[32]と言われる。そして、裁判官は大衆と一緒に特定の解決案について、当事者を説得することは「馬錫五裁判方式」の優れた特徴である[33]といわれる。さらに、「馬錫五裁判方式」は手続を簡略化し、紛争にかかわるすべての関係者の感情を害さず、事件を速やかに徹底的に解決し、大衆の団結を強めるという利点があると考えられた[34]。このように、司法活動における大衆路線の下では、「当事者」と「関係者」の区別すらはっきりせず、いずれも「大衆」の範囲に属し、裁判

[29] 張希坡・前掲注19、42頁。

[30] 張希坡・前掲注19、44-45頁。

[31] 馬錫五・前掲注12、11頁、「太岳区暫行司法制度」『民事訴訟参加資料・第一輯』・前掲注６、206、216頁参照。

[32] 張希坡・前掲注19、42-43頁。

[33] 「陝甘寧辺区政府関於普及調解、総結案例、清理監所指示信」『民事訴訟参加資料・第一輯』・前掲注６、303-305頁参照。

[34] 「陝甘寧辺区政府関於普及調解、総結判例、清理監所指示信」・前掲注６、303-305頁参照。

の主体であり、対象でもあるといえよう。

また、「民事・刑事紛争を抜本的に解決するために、当事者が主張していない事実、権利、利益についても配慮しなければならない。事件と関わる紛争を併合して審理すべきである」[35]とされていた。そして、「調停は目下の事件を解決するだけではなく、将来的に起こりうる紛争をも防止しなければならない」[36]といわれた。さらに、次のような例もあげられている。妻が愛人を作ったという理由で、夫婦の間に離婚紛争が生じた場合、離婚紛争を審理すると同時に、その愛人をも審理に参加させ、不倫関係をやめさせなければならない。これで、夫婦関係は睦まじくなれる[37]という。つまり、当事者がだれを訴えているか、何が裁判の対象なのかに拘らず、紛争の「関係者」をも訴訟に参加させ、関連する紛争を一緒に処理し、また将来起こりうる紛争にも配慮しなければならないのである。

四．小括

そもそも「馬錫五裁判方式」は審理の範囲や、原告の主張を認めるか、それとも被告の主張を認めるかという一刀両断的判断を行う裁判ではない。紛争の当事者が誰か、訴訟の範囲が何なのかさえ明らかにされていないのである。手続に拘束されず、主動的に紛争に介入する裁判官が優れた裁判官であり、そのような裁判が優れた裁判であると認められていた。このような発想が独立した請求権のない第三者の訴訟参加制度の源流となっていると思われる。

第二節　中華人民共和国における制度の推移

一．1960年代までの民事裁判の傾向

1950年７月に行われていた第一回全国司法会議で「司法活動の大衆路

[35]『民事訴訟参加資料・第一輯』・前掲注６、256頁。
[36]「処理民事訴訟的基本経験」『民事訴訟参加資料・第一輯』・前掲注６、337頁。
[37]「処理民事訴訟的基本経験」・前掲注６、337-338頁参照。

線」が根拠地裁判の経験として提唱された[38]。さらに、会議の主旨を貫徹するため、同年11月３日に中央人民政府は全国各級政府および司法機関に対して「人民司法活動を強化することについての指示」を出し、民事裁判について「司法機関は国民党の形式主義、主観主義な作風を批判し、大衆路線を貫徹し、大衆に依拠し、大衆と連繋し、大衆に便利な裁判方式を打ち立てらなければならない」[39]と強調した。

そして、1952年６月から1953年２月にかけて、全国で司法機関の活動手法を改めることを中心とする司法改革運動が展開された。これにより国民党の旧法観点と旧法作風、官僚主義的な裁判のやり方が厳しく批判されて、新中国の司法機関に勤めていた国民党時代の裁判要員の大部分は「人民の司法機関」から追放された。司法改革運動は新中国の人民司法の基礎固めであり、これによって根拠地の司法伝統は強固なものとして全国に拡充されていったのである[40]。

1957年から1960までの間に、「大躍進」[41]、「反右派闘争」[42]などの政治運動が相次いで行われ、司法活動にも大きな影響を与えた。

1957年、知識人に対して党への批判を含む大胆な言論を歓迎する方針が打ち出され、「大鳴大放」という自由な討論が推奨された。一部の法学者は大衆路線の裁判方式に対して、幾多の非難を加えた。法律家中心論・法制完備論・裁判独立論・法廷中心論などの「右派分子」の議論に

[38] 中華人民共和国司法部編『中華人民共和国司法行政歴史文献匯編』（法律出版社、1987年）３頁参照。

[39]『中華人民共和国司法行政歴史文献匯編』・前掲注38、８頁。

[40] 何蘭階･魯明健主編『当代中国的審判工作（上）』（当代中国出版社､1993年）39-41頁、「司法部関於徹底改造和整頓各級法院的報告」『中華人民共和国司法行政歴史文献匯編』・前掲注38、10-13頁参照。

[41] 毛沢東主導の下に、1958年から1960年にかけて、ソ連をモデルとした第１次五ヵ年計画（53年 -57年）から離れて、人民公社の設立、また大衆動員によって、鉄鋼・穀物生産などをきわめて短期間に、急激に増産しようとし、急進的な理想社会の実現を目指した運動。『岩波現代中国事典』（岩波書店、1999年）695頁参照。

[42] 中国共産党が毛沢東主導下に1957年から58年前半に展開した「ブルジョア右派」に反対する闘争。『岩波現代中国事典』・前掲注41、1052参照。

対して、一転して、「反右派闘争」で、強い反撃が行われた。不告不理や一事不再理をはじめ国民党の手続法を継承しようという右翼法律家の主張に対して、「国民党司法の反動性」が批判された。例えば、「国民党の訴訟法では、当事者の主張の範囲内で裁判すると規定され、また判決確定した後で誤りがあっても当事者の再審請求を拒絶するとされていた。これは国民党が人民大衆の訴訟権利を剥奪する規定である」[43]と批判された。

1958年、1959年の史上空前といわれる「大躍進」運動がはじまり、中国の社会構造は大変動を開始した。飛躍的な発展を求めるために、「合法」より「合目的」、「迅速的」であることが一層重視された。法によって事件を処理するということの正確な意味は、法の規定があっても、まず党の方針・政策・決議・指示を根拠として、そのときの階級情勢に結びつけ、敵に打撃を加え、人民を団結させるということだと説明された[44]。そして、「大衆こそ法律の主人であり、法律はただ大衆のみが把握するところであるとされていた」。「大衆自らを主体とし、当事者の属する工場、農村の生産隊などの社会組織を利用する討論会、弁論会などを調停の方式として用い、それによって大衆の教育、思想改造を行うという工作方法が、新しい社会変動のなかで重要性を増やしてくる」[45]のであった。

1960年代前半になっても、民事裁判の領域では大衆路線が引き続き提唱されていた。1963年７月に第一回全国民事裁判活動会議が行われた。会議の成果として、同年８月に最高法院の「民事裁判活動における幾つかの問題についての意見」が公布され、「調査研究し、現地で解決し、調停を主とする」という民事裁判活動の方針がうち出された[46]。1964年に、この方針はさらに、「大衆に依拠し、調査研究を行い、現地で解決し、調停を主とする」[47]という十六文字（依靠群衆、調査研究、就地解決、

[43] 江振良「国民党偽程序法的反動実質」法学1958年３期８- ９頁。
[44] 針生誠吉『中国の国家と法』（東京大学出版会、1970年）73-74頁参照。
[45] 福島正夫編・前掲注28、360頁。
[46] 『中華人民共和国法律規範性解釈集成』（吉林人民出版社、1990年）665頁以下参照。
[47] 1964年８月の全国人民代表大会で行われた最高法院院長の報告である。

調解為主）の方針へ発展した。

つまり、建国後の長い時期において、司法活動における大衆路線が貫徹され、「馬錫五裁判方式」が民事裁判の主な方式として定式化され、「不告不理」、「一事不再理」などの西洋法的裁判が要求する正当な手続が正面から批判されていたのである。

二．1950年代の最高法院の民事訴訟に関する規定

中華人民共和国成立してから、1982年に中華人民共和国民事訴訟法（試行）[48]が施行されるまでの間、民事訴訟法典の公布は実現に至らなかった。その制定の計画はあったものの一向に実現せず、民事訴訟の手続に関する規範は、法院組織法の中の関係規定、最高法院の司法解釈などによって構成されていた。

特に注目すべきは、最高法院の役割である。法院組織法28条により各級法院の裁判活動を監督する権限が最高法院に与えられた。それにより、最高法院は下級法院の裁判実践を総括して、訴訟手続を一応とりまとめて、1956年10月17日に「各級法院民事事件の裁判手続総括」[49]（以下「総括」という）を作成、配布した。さらに、1957に最高法院は「各級法院民事事件の裁判手続総括」を条文化して、「民事事件裁判手続（草稿）」[50]（以下「草稿」という）を作成した。

「草稿」には「第三者」の訴訟参加について規定が置かれていなかったが、「総括」の第三部分「審理」では、「訴訟の途中で、被告が反訴を提起し、原告が新請求を追加し、当事者が増え、または第三者が訴訟に参加する場合に、併合して審理することができる」と述べられていた。第三者の訴訟参加の方式、要件、民事責任については触れられていなかったのである。

[48]「『試行』とは中国における立法上の表現形式の一つである。経済社会システムが変動過程にあり、規制対象とその内容に一定の変化が予定される場合、経験を蓄積したうえでより体系的なものをめざすという意味で法令の名称に付されることがある。試行が付された法令は立法手続や効力の点で他の法令と異なるところはない」木間正道・鈴木賢・高見澤磨・宇田川幸則・前掲注５、217頁。

[49]『中華人民共和国法律規範性解釈集成』・前掲注46、637頁以下参照。

[50]『中華人民共和国法律規範性解釈集成』・前掲注46、645頁以下参照。

当時の教科書では、法院に対して、民事事件審理前に準備しなければならない仕事として、「訴えを受理するかどうかについての審査」、「原告訴状副本の被告への発送」、「証拠の調査・収集」と並んで、「事件の処理結果に利害関係があり、訴訟に参加していない者を通知で訴訟に参加させるべきである」[51]ことを求めた。具体的に、次のように述べている。

「法院は、審理を準備する間に、当事者以外の者が事件の処理結果に法律上の利害関係を有する（特に国家、企業、集団の利益に関わりがある）と察知した場合、その者に、訴訟に参加するように通知しなければならない。既に始まった訴訟に参加する者を『関係者』（あるいは『第三者』）と呼ぶ」。また、「『関係者』の訴訟参加が重大な意義をもつ。それによって、事実の解明に有利し、一つの訴訟手続で当事者、関係者間の紛争を抜本的に解決し、訴訟手続を簡素化し、誤った判決が下ることを防ぐことがきる」[52]という。

ここで、法院が事件の「関係者」を訴訟に参加するよう通知することが強調された。いかなる場合に「事件の処理結果に法的利害関係を有する」と言えるかについては具体的に解釈されず、第三者の民事責任についても、触られていなかった。つまり、事実の解明、抜本的な紛争解決および訴訟手続の簡素化のために、「関係者」を訴訟に参加させ、一つの訴訟であらゆる関連する紛争を解決しなければならないとされていた。「一つの訴訟手続で、当事者、関係者間の紛争を抜本的に解決する」という文言からみれば、「関係者」に対して、民事責任を負うよう判決することは可能であったと推測される。

三．文革後の民事訴訟手続

1966年から1976年にかけて、「文化大革命」が行われ、法院はプロレタリアート独裁の機関として、反革命などの刑事事件に力を集中し、民事事件は大部分が大衆組織および当事者の職場によって処理され、法院

[51] 中国人民大学法律系審判法教研室編『人民司法工作是無産階級専攻的鋭利武器』（中国人民大学出版社、1958年）。

[52] 中国人民大学法律系審判法研究室編・前掲注51、152頁。

の受理した民事事件は一時期ゼロに近付いたといわれる[53]。

民事裁判活動は「文化大革命」の長い停滞期間を経て、1978年頃から、急速に回復しはじめた。これを受けて、1979年２月に最高法院は第二回全国民事裁判活動会議において「民事事件の裁判手続に関する規定（試行）」[54]（以下は「規定」という）を公布した。これで56年の「総括」を改めると同時に、民事訴訟法制定までの暫定的な制度化が実現された。

「規定」の六章「開廷審理」の最後のところで、1956年「総括」と同じような規定が設けられた。それは、「訴訟の途中で、被告が反訴を提起し、原告が新請求を追加し、当事者が増え、または第三者が訴訟に参加する場合に、併合して審理することができる」とされる。

四．民事訴訟法（試行）、民事訴訟法

１．民事訴訟法（試行）

1982年３月に民事訴訟法（試行）（以下旧法という）が全国人民代表大会常務委員会第22回会議において採択され、同年10月１日より施行された。

旧法第五章「訴訟参加人」の48条２項で「当事者が争っている訴訟目的物に対して、第三者に独立した請求権はないが、ただし事件処理の結果にその者が法律上の利害関係を有するときは、訴訟に参加することを申請、あるいは法院がその者に訴訟に参加するよう通知することができる」と規定されていた。

ここで、「独立した請求権のない第三者」という用語がはじめて使われ、「独立した請求権のない第三者」の訴訟参加制度がはじめて設けられた。現行民事訴訟法と同じように、「事件処理の結果に法律上の利害関係を有する」ことが第三者訴訟参加の要件とされ、訴訟参加の方式については「申請参加」と「通知参加」とが規定された。法院は独立した請求権のない第三者に対して民事責任を負うよう判決することができるかどうかについて明言されてはいないが、果たしてそれはできるのであろうか。

[53] 何蘭階・魯明健主編・前掲注40、133頁参照。

[54]「法院審判民事案件程序制度的規定（試行）」『中華人民共和国法律規範解釈集成』・前掲注46、670頁以下参照。

旧法が施行された後、48条２項についての学説の解釈も、一般的に48条２項で規定されていない第三者の民事責任について触れていなかったのであるが[55]、『民事訴訟法試行問題探討』という本は、独立した請求権のない第三者の上訴権について次のように述べた。

「独立した請求権のない第三者が上訴権を有するかどうかについては、具体的な状況に基づいて、分析しなければならない。法院が第三者に対して、民事責任を負うよう判決した場合に、第三者は上訴権を有する。民事責任を負うよう判決されていない第三者は上訴権がない」[56]という。つまり、第三者に対して民事責任を負うよう判決できることが議論の前提とされていたのである。それは当然のことであると考えられていたといえよう。

２．84年および87年司法解釈

1984年９月17日に、最高法院は「経済事件の審理における民事訴訟法（試行）の執行に関する若干問題の意見」[57]を制定した。「第三者」のところで、独立した請求権のない第三者の訴訟参加について、次のように規定された。

「民事訴訟法（試行）48条の規定により、当事者が訴訟を提起した後、法院が判決を下す前に、第三者は訴訟に参加することを申請、あるいは法院がその者に訴訟に参加するよう通知することができる」。「民事責任を負うよう判決された独立した請求権のない第三者が、自分の利益を守るために上訴を提起した場合に、法院はそれを認めなければならない」。この司法解釈も、第三者に対して民事責任を負うよう判決できることを前提として、第三者が上訴権を有することを強調した。

そして1987年７月21日に最高法院は「経済紛争事件の審理における民

[55] 柴発邦・趙恵芬『中華人民共和国民事訴訟法（試行）簡釈』（法律出版社、1982年）38-39頁、唐徳華・楊栄新編『民事訴訟法基本知識――常用概念釈義』（法律出版社、1981年）68-69頁、周道鸞・洪霞編『民事訴訟法問題回答』（法律出版社、1984年）58-59頁、北京政法学院民事訴訟法教研室編『中華人民共和国民事訴訟法講義』（校内用書、1983年）、93-95頁など参照。

[56] 陳延陵・楊栄新『民事訴訟法試行問題探討』（法律出版社、1984年）76頁。

[57]「最高法院関於在経済審判工作中貫徹執行民事訴訟法（試行）若干問題的意見」・『中華人民共和国法律規範解釈集成』・前掲注46、693頁以下参照。

事訴訟法（試行）の具体的適用に関する若干問題の解答」[58]を制定し、「独立した請求権のない第三者の訴訟権利と義務の問題」について、次のように規定した。

「法院は独立した請求権のない第三者が訴訟に参加する必要があると考える場合に、通知書の形で訴訟に参加させなければならない。訴訟に参加した独立した請求権のない第三者は原告の請求・被告の答弁の内容を知り、自分の意見を陳述する権利を有する。開廷審理するとき、法院は召喚状により第三者を出廷させる。審理において、第三者は自分の意見を陳述し、証拠を提出し、口頭弁論に参加することができる。二回の召喚状により召喚しても、独立した請求権のない第三者が正当な理由なしに出廷しないときは、法院は欠席判決ができる。法的効力が発生した[59]判決・決定・調停取り決めで民事責任を負わされた第三者はそれを執行しなければならない。第三者が正当な理由なしに執行しないとき、法院は強制執行ができる」。

ここで、第三者は、原告の請求・被告の答弁の内容を知り、自分の意見を陳述し、証拠を提出し、口頭弁論に参加する権利を有するとされた。一方、法院は強制的に第三者を訴訟参加させ、第三者に対して民事責任を負うよう判決し、かつ強制的に執行することができると明示された。

３．民事訴訟法

1991年４月９日に第７期全国人民代表大会第４回会議によって民事訴訟法が採択・施行された。これは改革開放時期における旧法のもとでの

[58]「最高法院関於審理経済糾紛案件具体適用民事訴訟法（試行）的若干問題的解答」・『中華人民共和国法律規範解釈集成』・前掲注46、711頁以下参照。

[59] 中華人民共和国では、裁判制度の基本としていわゆる二審終審制を採用している。上訴が許されている通常の訴訟での判決に対しては、当事者は判決書送達の日より15日以内に一級上の法院へ上訴することができるが、この上訴期限を渡過すると、判決に「法的効力が発生する」。そして「法的効力が発生」した判決に執行力が付与される。このように中国法では、「確定する」という文言を用いていない。中国法は「法的効力が発生」した判決に対する裁判のやり直しの制度としての「再審」を幅広く用意してあるのである。鈴木賢「中国における民事裁判の正統性に関する一考察」小口彦太編『中国の経済発展と法』（早稲田大学比較法研究所、1998年）371頁参照。

民事裁判の経験と、民事裁判方式の改革の成果をふまえて、旧法を改正したものであるといわれる[60]。

民事訴訟法56条２項は旧法48条２項の規定に加えて「民事責任を負うよう判決された第三者は当事者としての訴訟上の権利・義務を有する」という文言を加えた。これは、「裁判実務における問題に対する反省の下で、独立した請求権のない第三者の利益を保護するために制定されたものである」[61]といわれる。

実務における問題については、次のように指摘された。

「裁判実務では、独立した請求権のない第三者の訴訟参加制度の適用は非常に混乱している。独立した請求権のない第三者は、どのような訴訟上の権利を有し、どのような民事責任を負うべきかについても、明らかにされていないのである。数多くの裁判官は独立した請求権のない第三者とすべきではない者を、独立した請求権のない第三者として訴訟に引き込む。彼らは、独立した請求権のない第三者の概念に対して、まだ民事訴訟法（試行）が施行される前の「関係者」として理解し、事件に関わるすべての者を独立した請求権のない第三者として扱っている」。「独立した請求権のない第三者の範囲を恣意的に広げ、かつ彼らに訴訟上の権利を与えないというやり方は第三者の合法的権利・利益に損害を与えた。現行法を施行してからは、第三者の範囲を明らかにするべきである。それは当事者双方の訴訟目的物に対して、独立の請求権はないが、事件処理の結果に法律上の利害関係を有する者である。そして、第三者

[60] 任建新「認真学習好和貫徹民事訴訟法――在最高法院民事訴訟法培訓班結束時的書面講話」最高法院民事訴訟法培訓班編『民事訴訟法講座』（法律出版社、1991年）１頁参照。任建新は最高法院の院長として、次のように述べた。「７期全国人民代表大会４回会議において民事訴訟法が採択・施行された。改正は我が国社会主義現代化建設および改革開放の発展に応じて、民事訴訟法（試行）の経験、特に裁判実務の経験を総括し、民事訴訟法（試行）の基本的な内容を継承し、民事訴訟制度を整備し、当事者訴訟権利の保護を強化し、法律の尊厳と権威を強めた」という。当事者訴訟権利の保護を民事訴訟法改正の一つの内容とし、強調した。

[61] 最高法院民事訴訟法培訓班編『民事訴訟法講座』（法律出版社、1991年）45頁参照。

に対して、民事責任を負うよう判決を下した場合に、その訴訟上の権利を保障すべきである。当然ながら、独立した請求権のない第三者は訴訟上の義務をも履行し、判決を執行しなければならない」[62]という。

旧法、旧法に関する司法解釈、旧法と民事訴訟法との文言の違いからみれば、旧法の下で法院は第三者に対して民事責任を負うよう判決することもできるのである。現行法が「民事責任を負うよう判決された第三者は当事者としての訴訟上の権利・義務を有する」という文言を加えたのは、民事責任を負うよう判決された第三者の上訴権を保護するためであるといえよう。

民事訴訟法についての司法解釈、1992年、1994年司法解釈について、本稿の第一章第一節で触れたので、ここでは省略することにする。

また、2007年10月28日第10期全国人民代表大会常務委員会第30回会議において「中華人民共和国民事訴訟法の改正に関する決定」が採択され、改正された民事訴訟法は2008年４月１日より実施されることになった。しかし、今回の改正は独立した請求権のない第三者の訴訟参加についての条文に触れてはいない。

五．小括

旧法が施行されるまでの長い間、正式な第三者の訴訟参加制度が設けられておらず、革命根拠地時代と同じように、関係者、第三者の訴訟参加について、なんの要件も付けられていなかった。そして、旧法、旧法に関する司法解釈、民事訴訟法および民事訴訟法に関する司法解釈、近時改正された民事訴訟法では、独立した請求権のない第三者の訴訟参加制度が基本的に維持された。

第三節　民事裁判構造の変容

一．従来の民事裁判構造の弊害

1980年代後半から、取り扱う民事的紛争の激増に伴い、法院が限られた資源の下で過大な事件処理の負担を強いられる状態に立たされた。訴

[62] 最高法院民事訴訟法培訓班編・前掲注61、108頁。

訟が受理されず、あるいは受理した事件処理の遅延が一般的に存在するようになった[63]。従って、法院は、個々の事件処理に投入する人的・物的資源を節約して、もっと多くの事件を処理する必要があった。こうして、証拠の収集の負担を当事者に肩変わりさせようという考えが、自然に選択されていった[64]。

それと同時に、従来の民事裁判における法廷審理の形骸化という現象に対する批判[65]も出てきた。伝統的な民事裁判方式、すなわち「馬錫五民事裁判」の裁判様式では、法院による訴訟資料の調査・収集活動と、調停・説得活動が一体化していた。法院は訴訟資料を調査・収集すると同時に、それらの資料の審査を行い、さらにこの過程が当事者および周囲の人々を説得する過程ともなっていた。訴訟資料は、主として法院の提示する権威的調停案の根拠の一つにすぎず、その調査・収集と審査とを区別する意義も失われていた。担当裁判官が当事者を説得し、その同意を得ることができない場合には、判決という手段が残っていた。しかし、収集した資料が判決をくだせるために十分なのかどうかの判断は、裁判委員会[66]や院長によるコントロールが必要だ[67]と考えられた。故に、裁判委員会の慎重な討議を経て、最終的な決定が事前に形成されてはじめて公判廷を開くことが、普通になった。その結果、公判廷での公式な手続は飾り物になってしまい、単に訴訟規定に従っているという外観を与えるために行われるにすぎない、という状態が多かった。この現象は「先判後審」[68]と呼ばれる。このような法廷での空洞化した審理が常態化

[63] 黄松有「漸進与過渡：民事審判方式改革的冷思考」現代法学22巻４期（2000年）18頁参照。

[64] 趙鋼「回顧、反思与展望――対二十世紀下半葉我国民事訴訟法学研究状況之検討」法学評論1998年１期11頁参照。

[65] 李少平「改『先定後審』為『先審後定』」法学研究1990年２期39頁参照。

[66] 裁判委員会とは法院内部に設けられた会議体で、具体的な事件の最終的決定権を握っている。法院組織法11条はこれを規定している。

[67]「試行」の39条では「重大な、疑義のある民事事件の処理については、院長が裁判委員会の討議に付して決定する。裁判委員会の決定については、合議廷はかならず執行しなければならない」と規定されていた。

[68] 李少平・前掲注65、39頁参照。

したため、当事者は開廷前に非公開的、正当でない方法で裁判官に対して影響を与えようとし、民事裁判の公正さは著しく傷つけられていた[69]。

二．民事裁判方式の改革

80年代の後半から、伝統的な裁判方式を改めようとする試みが現れ始めた。このような動きが本格化するきっかけは、1988年７月に第14回全国法院工作会議で最高法院長任建新の行った報告であった[70]。任建新の報告は、従来の裁判方式の一部がすでに法院の裁判活動の改善にとって障害となっていることを指摘し、「法院はいままでの民事事件、経済事件の審理にあたってしばしば当事者の挙証責任を見落として、事実の調査、証拠収集の責任をたくさん引き受けてきた」。「今後は法に基づき、当事者の挙証責任を強調しなければならない」[71]と述べた。従来の職権探知を中心とする裁判慣行から、当事者の主張、証拠提出を中心とする裁判へ、転換をはかることが示されたのである。

法院の内部における裁判官の研修のために編集された教科書によれば、真偽不明の場合、当事者は客観的挙証責任規則に基づき、自分に不利な法律効果ないし敗訴の負担を負うことがありうる、ということをはっきりと認めている[72]。そして学説上では、訴訟資料の収集・提出における、裁判所と当事者の役割分担の範囲を画定しなければならないと説いている見解が、かつてない勢いで有力となりつつある。「客観的挙証責任による不利や敗訴の結果をサンクションとして、証拠提出責任を果たさない場合、当事者はそのサンクションを受けることとなる」[73]という主張が出てきた。続いて、従来の民事裁判における「裁判の非公開

[69] 景漢朝・盧子娟『審判方式改革実論』（法院出版社、1997年）12-13頁参照。
[70] 鈴木賢「中国における市場化による『司法』の析出―法院の実態、改革、構想の諸相」小森田秋夫編『市場化の法社会学』（有信堂、2001年）261頁参照。
[71] 中華人民共和国最高法院公報1988年３号13頁。
[72]「訴訟実務においては、当事者に証拠の提出ができず、法院も証拠をあつめられないことがある。このような場合、証拠提出のできなかった当事者は自分に不利な法律効果や敗訴の結果をうける」王懐安『中国民事訴訟法教程』（法院出版社、1988年）127頁参照。
[73] 王秉鈞「談民事訴訟中的挙証責任」法制日報1989年２月２日。

化」、「法廷の形骸化」、「開廷審理の取り調べ化」、「審理と判決の分離化」などの問題点を批判する学者の議論が目につくようになった[74]。こうした状況の下で、当事者の挙証責任の強調で始まった改革の目標は、いわゆる「一つの中心、三つの主要点」というスローガンに集約されるに至った。そこでは公開の審理を裁判の中心的な位置におき、裁判所の事実調査・証拠収集と当事者の主張・立証とでは、当事者の主張・立証を主とすること、法廷外での証拠収集と法廷における証拠審査とでは、法廷における証拠審査を主とすること、また、裁判委員会の討議と合議廷の決定とでは、合議廷の決定を主とすること、などがそのスローガンの主旨[75]である。

民事裁判の実務には、かなり大胆な姿勢で職権主義的な慣行を変えていくような傾向がみられたが、手続保障がはっきりとしたかたちで成立しないまま、ただ実務で行われる改革だけでは、裁判の正統性において大きな緊張が惹起された。手続規範自体の不備、規範の実効性を保障するメカニズムの欠如などの問題を解消するために、民事訴訟制度および具体的な訴訟規則の改革が始まった。制度の改革は、実務の現場からの挑戦を吸収し、逆に実務レベルの改革の試みに影響を及ぼした。

三．証拠の当事者提出主義への変容

法院が、職権で証拠を収集し、事実の立証責任を担う「超」職権主義的な訴訟スタイルから脱し、当事者による挙証責任負担の強調が民事裁判方式改革の先導となっていることは、先述のとおりである[76]。

制度面の改革でも、もっとも注目されているのは証拠の当事者主義への変容である。ここで公式な民事訴訟制度としての民事訴訟法（試行）、民事訴訟法および最高法院による「司法解釈」の名で出された訴訟規則から、その変容について探りたい。

[74] 江偉・李浩・王強義・前掲注４、150頁以下参照。

[75] 景漢朝「審判方式改革的『一二三四五』理論」中国律師1999年２期、33頁以下参照。

[76] 信春鷹・葛明珍・賀紹奇「改革的理性和邏輯来源於実践」信春鷹編『公法』第三巻（法律出版社、2001年）271頁参照。

１．民事訴訟法（試行）

旧法56条１項は「当時者は自ら提出した主張について証拠を提供する責任を負う」と定め、同条２項で「法院は法定の手続に従って、証拠を全面的、客観的に収集しなければならない」と規定した。また57条は関係組織および個人に証拠の提出義務を負わせ、61条は証人の証言義務および関係組織のこれに対する協力義務を定めていた。

こうした規定について、教科書は以下のように解説していた。「我が国の民事訴訟法では当事者の証拠提出責任を規定しているが、これは法院が自発的に証拠を収集し、調査研究することと両立する。当事者が証拠を提出できないときは、法院は自発的に証拠を収集し、調査研究しなければならない」。「単に当事者の提出した証拠だけによって事件の真実そのものを発見できるはずがない。」[77]。こうした議論は、根拠地時代の「馬錫五裁判方式」の調査研究についての議論と軌を一にするであろう。

２．民事訴訟法

民事訴訟法64条では「当事者は自ら提出する主張に対して、証拠を提供する責任を有する。当事者およびその訴訟代理人が客観的な原因により自ら収集できない証拠、もしくは法院が事件の審理にとって必要であると考えた証拠は、法院が調査・収集するべきである」と規定されている。

民訴法64条の規定について、教科書は以下のように解説していた。「民事訴訟法は当事者の挙証責任を強調している。原則的には当事者が自ら提出した主張について証拠を提供する責任を負うべきである。従来の裁判実務における、法院が当事者の代わりに証明責任を負うという状況を改革しなければならない。法院は当事者が客観的な理由により自ら証拠を提出することのできない場合、あるいは当事者が提出した証拠に対して疑いがある場合および当事者双方により提出された証拠が互いに矛盾しあって、調査が必要であると認めた場合は、職権で証拠の収集・調査することができる」[78]。

「試行」と比べ、現行民訴法は当事者の主張･立証責任を承認し、「超」

[77] 北京政法学院民事訴訟法教研室編・前掲注55、127-128頁。

[78] 柴発邦編『中国民事訴訟法学』（中国人民公安大学出版社、1992年）339-340頁。

職権主義を当事者主義の方向に転換しようとしているが、「証拠の職権調査権は、その範囲および時期についてなんらの制限も付せられておらず、解釈・運用によりいくらでも拡張しうる余地を残していた」。「総体としてはなお職権主義的訴訟モデルの範疇にとどまっている」[79]と評価されている。

３．最高法院の訴訟規則

1998年７月11に最高法院は先行改革の経験を総括し、「民事経済裁判方式改革問題に関する若干の規定」（以下「改革規定」という）を施行した。「改革規定」では、法院の職権調査事項が、「当事者が客観的理由により自ら集めることのできない場合」、「法院が現場検証をしたり、鑑定を委託すべき場合」、「当事者双方が提出した証拠が相互に矛盾する場合」、「法院が自ら調査・収集すべきであると考えた場合」という４項目に限定された。しかし、「法院が自ら調査・収集すべきであると考えたその他の証拠である」との規定は、民事訴訟法の64条の規定と同じ文言であり、やはり有効な限定とはなっていない。すなわち、事実の存否が不明である場合は、法院による職権調査を、まだ認めていたのである。

さらに、2002年４月１日に最高法院の「民事訴訟証拠に関する若干の規定」（以下「証拠規定」という）が施行された。「証拠規定」２条２項では、当事者の立証責任について「当事者は自分の主張の事実について証明責任を負う。証拠がない、或いは証拠の不足のため当事者主張の事実が認定できない場合、挙証責任を負う当事者は裁判につき不利な結果を引き受ける」と規定された。そして同73条２項では、法院の裁判について「証拠の証明力が判断できないため、争いある事実について認定しがたい場合、法院は挙証責任分配の規則に従って裁判する」と規定された。また15条では、法院の職権による調査や証拠収集が、いわゆる公共利益に関わる事実と純粋な手続的事項に限定された。

「証拠規定」の内容からみれば、「証拠の当事者提出主義」が現行民事訴訟制度にほぼ妥当することになった[80]といわれる。

[79] 鈴木賢・前掲注70、266頁。

[80] 王亜新「中国民事訴訟制度の新しい展開」北大法学論集第54巻第３号（2004年）232頁参照。

四．とどまる限定的処分権主義

民事裁判方式改革は裁判の効率を高め、裁判の公正を確保することを意図し、法廷での審理を裁判の核心に据えることを目指しているものと考えられる。とはいえ、手続の持つ独自の価値がそれほど重視されているわけではない。「最高法院は裁判の手続および訴訟法の役割をしばしば強調したが、その具体的な議論をみると、裁判手続の存在は専ら裁判の効率と公正のためとなされ、手続それ自体的の価値はそれほど認められていないようである」[81]いわれている。

そのため、裁判の効率と密接な関わりをもつ証拠の当事者提出主義への変容は、改革の出発点であり、もっとも大きな成果ともなっている。一方、最高法院の一連の司法解釈および実務における改革は、当事者の処分権にまったく触れていないのである。訴訟の提起から、裁判の範囲、訴えの取り下げまで、当事者の処分権はまだ限定的なものにとどまっている。これは民事裁判方式改革の限界を示している。

近時、学説では、限定的処分権主義への批判は多く見られるようになった。

「弁論主義と処分権主義は、現代的法が支配する国々における、民事訴訟の基本的な理念と原則である。わが国の民事訴訟においても処分権原則は規定されているが、当事者の処分権がいろいろなところで限定される。結果として、処分権原則は名実相伴わないことになってしまった」[82]といわれる。

そして、当事者の処分権に対する制限は革命根拠地時代の「馬錫五裁判方式」から始まり、中華人民共和国民事訴訟における一貫した方針である[83]と指摘される。また、民事訴訟法で規定された訴訟の提起、訴訟範囲の特定、訴えの取り下げなどの条文における当事者の処分権の制限に対して、具体的に整理・検討し、問題点を指摘し、日本などの国における制度を参考にして、制度を改革しなければならないと主張する論文

[81] 樊崇義編『訴訟原理』（法律出版社、2003年）218頁。
[82] 楊栄馨編『民事訴訟原理』（法律出版社、2003年）114-116頁。
[83] 張衛平「民事訴訟処分原則重述」現代法学23巻６期（2001年）92頁参照。

がある[84]。

こうした議論のなか、当事者の処分権に対する過度な制限の一環として、独立した請求権のない第三者の訴訟参加制度の見直しが必要であると提言する学説も現れている。これについて本稿は第四章のところで詳しく検討する。

第四節　ソビエト法における類似した制度

一．1923年ロシア共和国民事訴訟法典

（一）条文

1922年から、ソビエトは法史上最初の大きな法典編纂期を迎えた[85]。1923年７月７日に、ロシア民事訴訟法典が公布・実施された[86]。法典第17条「多数原告、被告および第三者の訴訟参加」では、独立した請求を申立てていない第三者の訴訟参加について、四箇条で規定された。条文の内容は次の通りである[87]。

167条「事件についての判決が、当事者の一方との関係において第三者の権利または義務に影響を及ぼし得る場合、原告あるいは被告は第三者を訴訟に参加させるよう申請することができる」。

168条「事件についての判決が、当事者の一方との関係において、第三者の権利または義務に影響を及ぼしえる場合、第三者は、原告または被告の側に立って、訴訟に参加することができる」。

170条「当事者が第三者を訴訟に参加させるよう申請し、または第三者が訴訟に参加申請する場合、申請書に第三者訴訟参加の理由を説明しなければならない」。

[84] 江偉･呉澤勇「論現代民事訴訟法立法の基本理念」中国法学2003年３期106頁、董少謀「大陸法系処分原則的発展趨勢及対我国民事訴訟的借鑒」西安財経学院学報18巻１期（2005年）78頁以下、劉学在「我国民事訴訟処分原則之検討」法学評論2001年６期70頁以下、張衛平・前掲注83、89頁以下、など参照。

[85] 藤田勇『概説ソビエト法』（東京大学出版社、1986年）21頁参照。

[86] 藤田勇・前掲注85、21頁参照。

[87] 徐福基･艾国藩訳『蘇俄民事訴訟法典』（大東書局､1950年）35頁､鄭沢訳『蘇俄民事訴訟法典』（法律出版社、1955年）40-41頁。

172条①「訴訟係属中、裁判所は訴訟に参加していない国家機関あるいは国営企業が事件処理の結果と利害関係を有すると発見した場合、国家機関あるいは国営企業に事件の内容を通知しなければならない」。

②「不正解雇或いは配置転換された労働者の労働又は従前の職務への復帰に関する事件については、裁判所は、職権により解雇又は配置転換の行われた公務員を、被告の側の第三者として、訴訟に参加させることができる。当該訴訟中において、裁判所は責任のある公務員に、被解雇者に対する補助の支払いまたは労働賃金差額の支払をさせることによって、国家的施設、企業、その他の社会的団体に加えた損害を、賠償する義務を負わせなければならない」。

（二）条文の内容・趣旨

1．用語

法典では明言されていないが、教科書は以上の四箇条の規定における第三者を「独立した請求を申立てていない第三者」[88]とよんでいる。

2．訴訟参加の要件

167条、168条で規定されたように、第三者は事件についての判決が、当事者の一方との関係において権利または義務に影響を及ぼし得る者でなければならない。また172条１項では「利害関係」という用語が使われているが、それは167条、168条で規定された要件と同じ意味をもっている。具体的には、当事者の一方が法院の判決に基づいて第三者に対して求償請求をなしえる場合､その第三者は訴訟に参加することができる。独立した請求を申立てていない第三者の訴訟参加制度は、基本的に求償権を保障する制度である[89]という。

3．訴訟参加の方式

167条、168条の規定により、第三者は自ら訴訟に参加を申請することができる。そして、当事者は第三者を訴訟に参加させるよう申請することもできる。または、172条②項で規定された特別の場合に、法院は第三者を訴訟に参加させることができる。

[88] 中国で翻訳された1954年からソビエト大学法学部の教科書とされる克列曼『蘇維埃民事訴訟法』（王之相･王増潤訳）（法律出版社､1957年）122頁以下参照。

[89] 克列曼・前掲注88、121頁、126頁参照。

４．第三者の訴訟上の地位

「第三者は基本的に当事者としての訴訟上の権利を有する。ただし、第三者は当事者そのものではないため、訴訟自体を処分することができない」。また、「第三者とは、当事者の訴訟結果により自己の法的地位が影響を受ける場合、一方当事者を勝訴させるべく訴訟に参加し、一方当事者を補助する者である。そのため、第三者と補助される当事者との関係は複雑である。訴訟において、第三者は一方当事者から求償請求をされないようにこの当事者を補助するが、法院が第三者・補助される当事者に対して不利な判決を下した場合に、第三者と補助される当事者とは対立することになる。つまり、補助される当事者は第三者に対して求償訴訟を提起する可能性がある。そのような場合に、第三者は被告になり、求償訴訟に応じなければならない」[90]という。

５．第三者の訴訟参加の効力

条文では規定されていないが、教科書では、当事者に対して下された判決が第三者に対しても、その効力を有すると解釈されている。例えば、当事者間の訴訟で、第三者に補助される当事者が敗訴し、判決が確定したあと、その当事者が第三者に対して求償訴訟を提起する場合、第三者はその判決が不当であると主張することができない。裁判所が当事者の申請に基づき、第三者を訴訟に参加させるよう通知し、通知を受けた第三者は訴訟に参加しなかった場合においても、裁判の効力に拘束される[91]という。

６．当事者間の訴訟と求償訴訟を併合して審理することができるのか

原則として、当事者間の本訴と、第三者・一方当事者間の求償訴訟を併合して審理してはならない。本訴では、一方当事者が第三者に対して求償請求をまだ提起していないため、裁判所は第三者に対して判決を下すことができない。訴訟請求がない限り、判決することができない。また、本訴の判決は求償訴訟の先決条件となるため、二つの訴訟の間には密接な関わりがあるが、本訴判決に対して、当事者・第三者が上訴した場合、本訴判決は上級裁判所によって破棄される可能性がある。結果的

[90] 克列曼・前掲注88、130頁。

[91] 克列曼・前掲注88、131頁参照。

には、求償訴訟に対する審理に費やしたエネルギーが無駄になるという[92]。

7．172条２項の特別規定について

172条２項の規定によって、被告の申請を待たずに、裁判所は責任のある公務員を訴訟に参加させることができる。また裁判所は被告の返還訴訟の提起を待たずに、責任のある公務員に対し、国家、企業、集団の損失を賠償するよう判決することができる。この規定は根拠のない解雇行為を制限し、国家、企業、集団の利益を保護するために設けられたものである。他の民事事件について、法律は一つの訴訟で本訴と求償訴訟を一緒に審理することができると規定していないという[93]。

二．1961年民事訴訟法の基礎・1964年ロシア共和国民事訴訟法典

（一）条文

1．1961年ソ連邦および加盟共和国民事訴訟法の基礎

1961年12月にソ連邦および加盟共和国民事訴訟法の基礎は公布・施行され、一カ条で独立した請求を申立てていない第三者の訴訟参加について規定した。条文の内容は次の通りである[94]。

27条「第三者」の２項は「係争の対象について、独立した請求を申立てていない第三者は、事件についての判決が、当事者の一方との関係において彼等の権利または義務に影響を及ぼしえる場合、判決が下される前に、原告または被告の側に立って、訴訟に参加することができる。彼等は、当事者、検察官の申請に基づいて、あるいは、裁判所の職権によっても、訴訟に参加させることができる。独立した請求を申立てていない第三者は、当事者の訴訟上の権利を有し、訴訟上の義務を負う。ただし、訴訟請求の追加、変更、並びに、訴えの取下げ、請求の認諾または和解の権利はこの限りでない」と規定した。

2．1964年ロシア共和国民事訴訟法典

[92] 克列曼・前掲注88、136-137頁参照。

[93] 克列曼・前掲注88、137-139頁参照。

[94]「ソ連邦及び加盟共和国民事訴訟法の基礎」法務資料第四一九号（1964年）４頁以下参照。

1964年２月にロシア共和国民事訴訟法典はソ連邦および加盟共和国民事訴訟の基礎に基づいて改正・採択され、二カ条で、独立した請求を申立てていない第三者の訴訟参加について規定した。条文の内容は次の通りである[95]。

38条「係争物に独立した請求を申立てていない第三者」は、「係属物に、独立した請求を申立てていない第三者は、当事者の一方との関係において、事件についての判決が、その権利または義務に影響を及ぼしえる場合に、原告または被告の側に立って、訴訟に参加するができる。彼等は、当事者、検察官の申請に基づいて、或いは、裁判所の職権によっても、訴訟に参加させることができる。独立した請求を申立てていない第三者は、当事者の訴訟上の権利を有し、訴訟上の義務を負う。ただし、請求の理由および対象の変更、請求額の拡大、縮小、並びに請求の放棄、請求の認諾または和解、判決の執行の請求についての権利はこの限りではない」と規定した。

39条「労働復帰事件についての第三者の参加」は「不正解雇或いは配置転換された労働者の労働または従前の職務への復帰に関する事件については、裁判所は、職権により、解雇または配置転換の行なわれた公務員を、被告の側の第三者として、訴訟に参加させることができる。裁判所は、当該訴訟中において、責任のある公務員に、被解雇者に対する補助の支払い、または労働賃金差額の支払によって、国家的施設、企業、コルホーズその他の協同的又は社会的団体に加えた損害を、賠償する義務を負わせなければならない」と規定した。

（二）条文の内容・趣旨[96]

条文の内容･趣旨は基本的に1923年ロシア民事訴訟法典と同じである。1961年ソ連邦および加盟共和国民事訴訟法の基礎27条２項および1964年ロシア共和国民事訴訟法典38条は「独立した請求を申立てていない第三者」という用語を用いるようになった。そして、第三者、当事者の申請

[95]「ロシア共和国民事訴訟法典」法務資料・前掲注94、35頁以下参照。

[96] ここで、中国で翻訳された1965年からソビエト大学法学部の教科書とされる阿多澳里斯基『蘇維埃民事訴訟』（李衍・常怡訳）（法律出版社、1985年）に基づき、検討することにする。

以外に、検察官の申請および裁判所の職権的通知という二つの第三者訴訟参加の方式を加えた。

そもそも、1923年、1964年ロシア民事訴訟法典および1961年ソ連邦および加盟共和国民事訴訟法の基礎では、裁判所の民事裁判に対する検察官の監督・介入について規定し、一般に検察官は法律の定める場合および裁判所が必要と認める場合に訴訟を提起し、または訴訟のあらゆる段階で訴訟に参加することができるとされる[97]。

裁判所が職権により第三者を訴訟に参加させるのは、1964年ロシア民事訴訟法典39条の場合に限定される[98]といわれる。これは1923年ロシア民事訴訟法典の規定と変わらないのである。

39条以外の場合には、当事者間の本訴と一方当事者・第三者間の求償訴訟を併合して審理することができないとされる[99]。それは、訴訟請求がない限り、裁判所は審理することができないためである。また、併合審理は訴訟の遅延、複雑化をもたらすおそれがある[100]といわれる。

三．中国とソビエト制度の比較

[97] 1923年ロシア民事訴訟法典２条「検察官は国家、人民の利益の保護に必要であると考える場合に、訴訟を提起し、または訴訟のあらゆる段階で訴訟に参加することができる」と規定した。1961年ソ連邦および加盟共和国民事訴訟法の基礎６条「裁判所は、以下の場合に民事訴訟を審理する。①自己の権利また利益の保護を求める市民の申立てのあるとき、②検察斯官の申立てのあるとき、③国家行政機関、労働組合、国家の施設、企業およびその他の社会団体、または法律によって他の者の権利および利益を保護するため裁判所に訴えを提起することのできる個々の市民の申立てのあるとき」。14条「検察官は、民事訴訟のあらゆる段階において、法律によって定められた法律のすべての違反を排除するための措置を、それらの違反が、何人から発したことを問わず、適時に適用しなければならない」と規定した。1964年ロシア民事法典４条、12条は1961年ソ連邦および加盟共和国民事訴訟法の基礎６条、14条と同じようなことを規定した。

[98] 阿多澳里斯基・前掲注96、72頁参照。

[99] 阿多澳里斯基･前掲注96､73頁､張家慧『俄羅斯民事訴訟法研究』(法律出版社、2004年）139頁参照。

[100] 阿多澳里斯基・前掲注96、73頁参照。

中国におけるソビエト法の継受について、「1950年代においては、ほぼ包括的にソ連法（学）の継受が試みられたのである」。「50年代以降、ソビエト法の圧倒的な影響を受けたとはいえ実際に周知のようにソビエト流の制定法が順調に整備されたわけでなかった」。「法典化が本格的に始動するには、改革・開放への歴史的転換となった1978年12月、共産党の第11期３中全会の開催までまたなければならなかった。中国では一般にこれ以後をそれ以前とは質的に異なる時期に入ったとし、法についても新たな発展の時期を迎えたと認識されている。しかし、少なくとも90年代に入るまでは、中国法はむしろ50年代からのソビエト法の影響の延長線にあったと考えるべきである。つまり、1979年から90年代はじめまでの立法は基本的には50年代になしえなかったソビエト法継受による法典化を追完する過程であったと言いうる」[101]といわれている。

民事訴訟法の分野でも、以上の通りである。1982年に施行されたはじめての民事訴訟法としての旧法は「基本的にソビエト法を参考し、制定されたものである。そのため、基本原則から具体的な制度まで、多くの条文はソビエト法の民事訴訟法と極めて類似したものである」[102]といわれる。独立した請求権のない第三者の訴訟参加制度もソビエト法から継受した制度である[103]、と論じられている。

具体的に、両国の制度にはどのような共通点、または相違があるのだろう。

まず、中国における独立した請求権のない第三者という用語は、ソビエト法から継受したものである。しかし、ソビエト法における「独立した請求権を申立てていない第三者」という言い方の方が、より適切であろう。

そして、ソビエト法においても、中国法と同様、民事訴訟における当

[101] 鈴木賢「現代中国法にとっての近代法経験」体制転換と法４号（2003年）19-20頁。

[102] 張家慧・前掲注99、２頁。

[103] 張衛平『民事訴訟：関鍵詞展開』（中国人民大学出版社、2005年）、141頁参照。

事者の処分権は限定される[104]。検察官が訴訟を提起することができ[105]、特別の場合に裁判所は原告の請求の範囲を超えて審理することがあり[106]、当事者の訴えの取下げ、請求の認諾、和解なども裁判所に制限される[107]。このような規定の下で、検察官は第三者を訴訟に参加させるように申請することができ、裁判所も特別の場合に職権で第三者を訴訟に参加させ、第三者に対して民事責任を負うよう判決することができる。しかし、特別規定以外の場合に、裁判所は第三者を訴訟に参加させ、当事者間の本訴と一方当事者・第三者間の求償訴訟を一緒に審理してはならないとされる。これは、両国の制度における根本的な違いであると思われる。

ソビエト法における独立した請求を申立てていない第三者の訴訟参加制度では、主に第三者が補助参加者として見なされ、また、第三者に対して、責任を負うよう判決するのではなく、判決の効力を第三者に及ぼすにすぎない。このような制度はおおむね日本の補助参加制度[108]と類似している。

中国の独立した請求権のない第三者の訴訟参加制度は、ソビエト法を継受した上で、独自の特質を持つように変わったといえよう。

104 藤田勇『概説ソビエト法』（東京大学出版会、1986年）314-317頁参照。

105 例えば、1923年ロシア民事訴訟法典２条・前掲注97参照。

106 例えば、1964年ロシア民事訴訟法典195条は「裁判所は、国家の企業、施設、組織、コルホーズ、その他の協同組合組織、その他の社会的組織もしくは市民の権利および法律の保護するために必要である場合に、原告の申立てた請求の範囲を超えて審理することができる」と規定した。

107 例えば、1964年ロシア民事訴訟法典34条は「裁判所は、それらの行為が法律に違反し、また何人かの権利および法律の保護する利益を侵す場合には、原告による訴えの取下げ、被告による訴えの認諾を認めず、また当事者の和解合意に承認を与えないものとする」と規定した。

108 本稿の第五章で日本の制度について検討する。